

第31 特定共同住宅等

1 用語の定義

- (1) 40号省令とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号)をいう。
- (2) 位置・構造告示とは、「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」(平成17年消防庁告示第2号)をいう。
- (3) 構造類型告示とは、「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号)をいう。
- (4) 区画貫通告示とは、「特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件」(平成17年消防庁告示第4号)をいう。
- (5) 17号告示とは、「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第17号)をいう。
- (6) 18号告示とは、「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第18号)をいう。
- (7) 19号告示とは、「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第19号)をいう。
- (8) 20号告示とは、「戸外表示器の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第20号)をいう。

2 40号省令

(1) 適用範囲等

40号省令第2条第1号に規定する「政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物」とは、次のものも含まれるものであること。

ア 令第8条に規定する区画により、他の用途に供される部分と区画された部分が、40号省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等となるもの。(第31-1図)

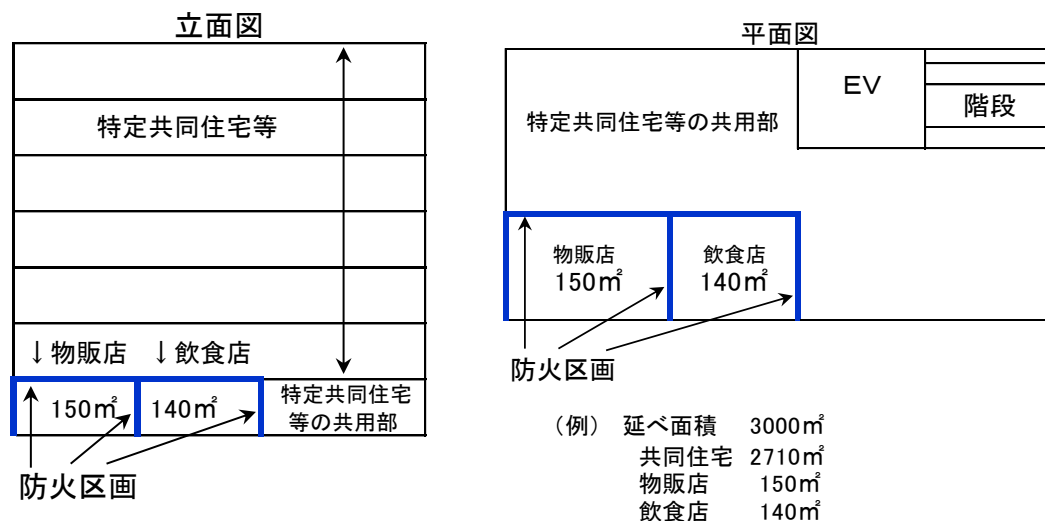


第31-1図

イ 特定共同住宅等に供される部分（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、特定共同住宅等に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。）の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該特定共同住宅等以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である部分（令別表第1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）は、特定共同住宅等とみなして消防用設備等を設置するものであること。

この場合において、当該独立した用途に供される部分は、住戸とみなして40号省令を適用し、床面積150㎡以内ごとに防火区画されていること。（第31-2図）

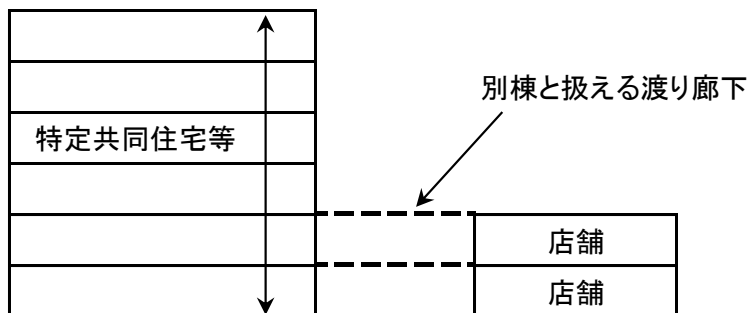
なお、当該区画は、位置・構造告示第3第3号に規定する基準に適合するものとし、3（3）を準用すること。



特定共同住宅の面積2710㎡ \geq 2700㎡(延べ面積の90%)
独立した用途に供される部分の面積290㎡ $<$ 300㎡

第31-2図

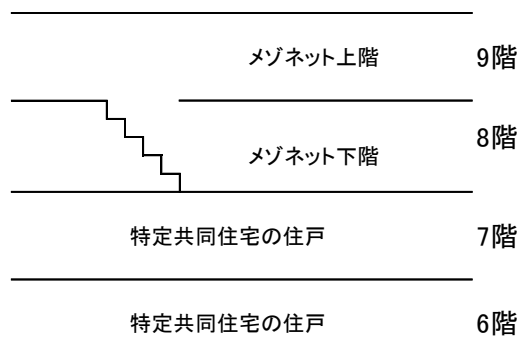
ウ 第2章第2節第1「消防用設備等の設置単位」により、別棟として取り扱う部分が、40号省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等となるもの。（第31-3図）



（第31-3図）

(2) メゾネット型の住戸等の取扱いについて

メゾネット型の住戸等（一の住戸等の階数が2以上であるものをいう。）の階の算定にあつては、当該住戸等を一の階として取り扱うものではなく、建基令第2条第1項第8号の規定により取り扱うものであること。（第31-4図）



第31-4図（階数の例）

(3) 住戸等について

40号省令第2条第2号に規定する「住戸等」には、次のものも該当するものであること。

- ・電気室
- ・受水槽室、ポンプ室
- ・トランクルーム（共用部分に設ける4㎡未満の独立した1住戸専用のトランクルームは除く。）
- ・MDF室
- ・共用部分に設けられたトイレ、掃用具室
- ・共同浴場
- ・ごみ保管室

(4) 共用室について

40号省令第2条第3号に規定する「共用室」には、次のものも該当するものであること。

- ・キッズルーム
- ・来客用宿泊室（ゲストルーム）
- ・カラオケルーム
- ・シアタールーム

(5) 共用部分について

40号省令第2条第4号に規定する「共用部分」には、次のものも該当するものであること。

- ・外気に開放された廊下、階段等
- ・エントランスホール内に設ける室の形態を有さない談話スペース等
- ・パイプスペース、ダクトスペース等
- ・メールコーナー
- ・駐輪場、駐車場等
- ・風除室

(6) 通常用いられる消防用設備等について

40号省令第3条、第4条及び第5条に記載されていない通常用いられる消防用設備等については、特定共同住宅等であっても、消防法令に定める技術上の基準に従い設置及び維持しなければならないものであること。

(7) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等について

ア 通常用いられる消防用設備等との関係について

40号省令第3条、第4条及び第5条に規定する、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の関係については、個々の設備ごとに代えて用いることができるとするものではなく、表中上欄第1欄（構造類型）及び第2欄（階数）の区分ごとに中欄に示されるすべての通常用いられる消防用設備等に代えて、下欄に示されるすべての必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができるとするものである（例えば、スプリンクラー設備だけを共同住宅用スプリンクラー設備に代えることはできない。）。

なお、設置義務のない消防用設備等に対しては、それに対応する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は設置する必要はないものである（例えば、消火器を住宅用消火器に代えた場合に、スプリンクラー設備の設置義務がないにもかかわらず共同住宅用スプリンクラー設備を設置する必要はない。）。

特定共同住宅等の階数ごとに設置される、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、別図1～3を参照すること。

イ 火災予防条例の取扱いについて

40号省令を適用し、通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置する特定共同住宅等における条例第5章（消防用設備等の技術上の基準の付加）に関する規定は、次の規定を除き、条例第34条の17（基準の特例）により適用しないものとする。

(ア) 第34条の4（消火器具に関する基準）第2項第2号

(イ) 第34条の5（大型消火器に関する基準）

(ウ) 第34条の7（スプリンクラー設備に関する基準）第1項第3号及び第4号

(エ) 第34条の8（水噴霧消火設備等に関する基準）

(オ) 第34条の14（連結送水管に関する基準）第1項第2号

(カ) 第34条の15（非常コンセント設備に関する基準）第1項

(8) 総合操作盤について

規則第12条第1項第8号に定める総合操作盤の必要となる防火対象物について、40号省令を適用し、通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（共同住宅用スプリンクラー設備を除く。）を設置した特定共同住宅等については、令第32条を適用し総合操作盤を設置しないことができる。

3 位置・構造告示

(1) 仕上げについて

位置・構造告示第3第2号の規定による仕上げの範囲は、外気に開放された廊下及び階段室等も含まれるものであること。

(2) 開口部について

配管等及びそれらの貫通部は、位置・構造告示第3第3号(2)及び(3)の開口部には含まれないものであること。

(3) 特定共同住宅等の住戸等の区画（以下「共住区画」という。）について

ア 共住区画を形成する床又は壁の構造

(ア) 位置・構造告示第3第3号の「特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とは、住戸等と住戸等の間を耐火構造の床又は壁により、また住戸等と共用部分の間を耐火構造の床又は壁（位置・構造告示第3第3号(3)の規定に適合する開口部を含む。）により防火区画することをいうものであり、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール等、堅牢かつ容易に変更できない構造を有するものであること。

(イ) 住戸等と住戸等又は共用部分との間の防火区画を形成する壁のうち乾式のもの（以下「乾式壁」という。）を用いる場合は、次に定めるところにより、適切な施工管理体制が整備されているものについては、認めて差し支えないこと。

なお、施工管理体制の整備状況については、当該特定共同住宅等の施行全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認すること。

a 乾式壁の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

b 乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有するもの（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導、監督等が行われていること。

c 乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

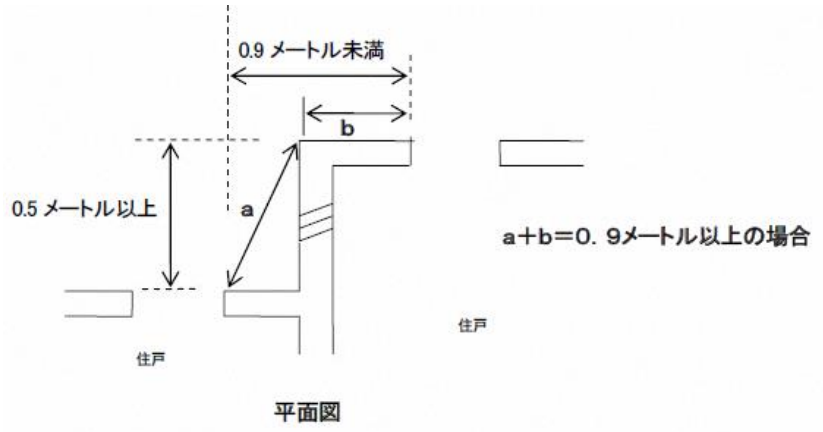
d 乾式壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理が行われていること。

イ 住戸等の外壁に面する開口部

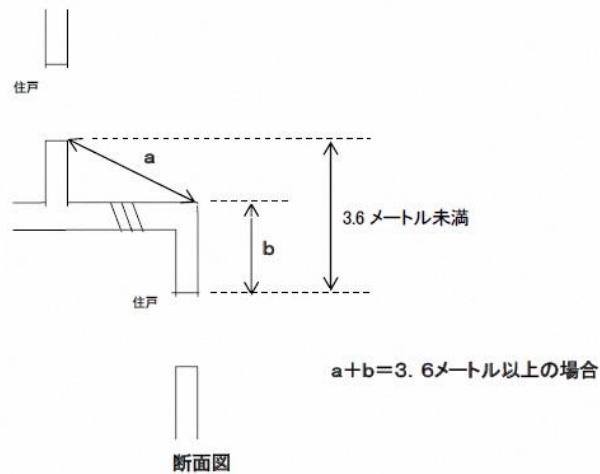
住戸等の外壁に面する開口部は、位置・構造告示第3第3号(2)の規定によるほか、次によること。

(ア) 次のa及びbに示す住戸等の外壁に面する開口部は、位置・構造告示第3第3号(2)に規定する「防火上有効に遮られている」ものとみなして差し支えないこと。（第31-5図）

a 隣接する住戸等の場合

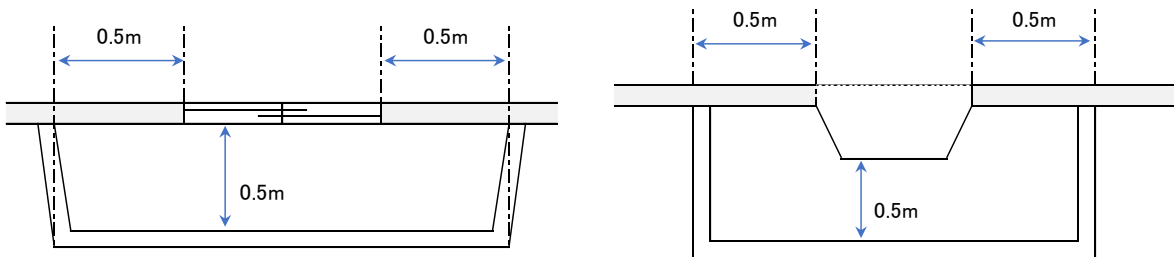


b 上下に位置する住戸等の場合



第31-5図

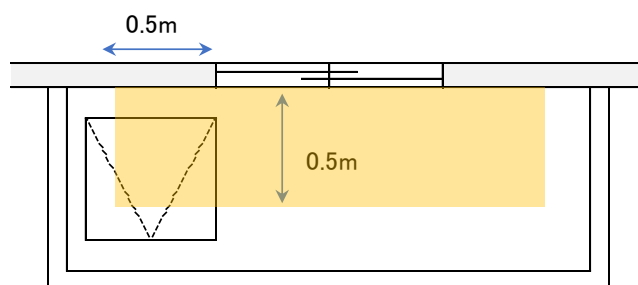
(イ) 位置・構造告示第3第3号(2)に規定する「ひさし等」の大きさについては、開口部の両端からそれぞれ0.5m以上、前面から0.5m以上の大きさが必要であること。(第31-6図)



第31-6図

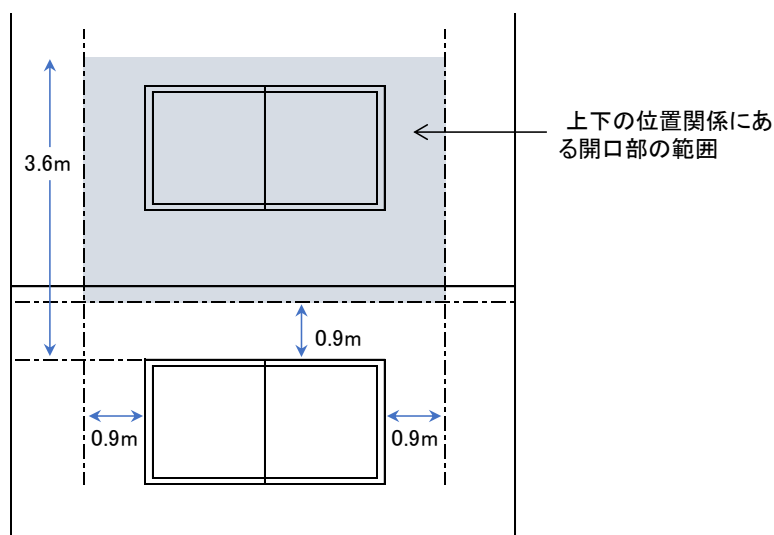
(ウ) バルコニー等に面する開口部の両端から0.5m以内となる範囲及び当該開口部の前面から0.5m以内となる範囲に避難ハッチを設ける場合、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目(平成8年消防庁告示第2号)第8第5号の規定に適合するものである場合は、位置・

構造告示第 3 第 3 号 (2) の規定を満たしているものと扱ってよいものであること。



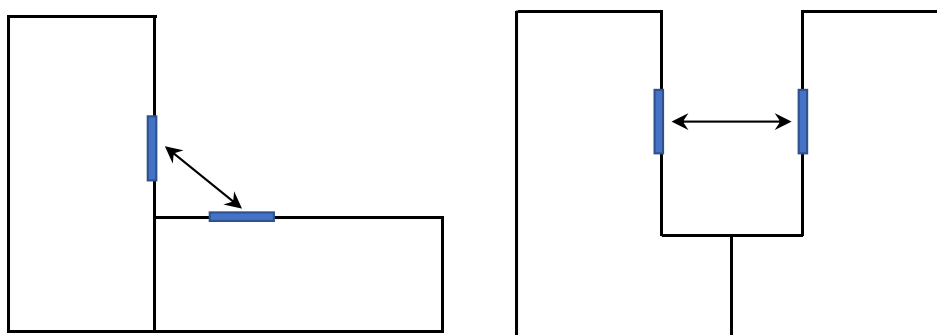
第 31-7 図

(エ) 位置・構造告示第 3 第 3 号 (2) に規定する「上下に設けられた開口部」とは、水平方向は開口部の左右両端より 0.9m、垂直方向は開口部の上端より 3.6m までの範囲の開口部をいうものであること。(第 31-8 図)



第 31-8 図

(オ) 異なる壁面にある開口部間の距離については、次のとおりとすること。(第 31-9 図)



第 31-9 図 異なる壁面にある開口部間の距離 (平面図)

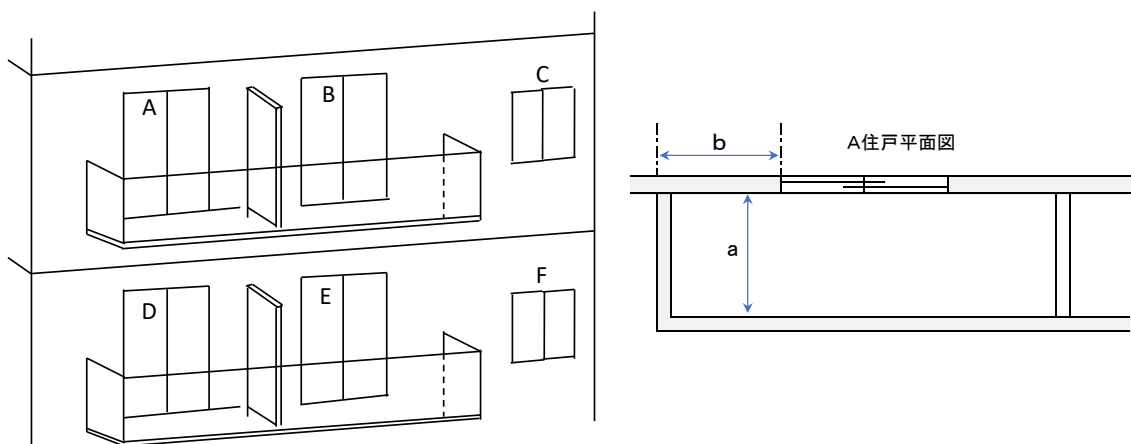
(カ) 外壁に面する開口部の措置の考え方は、次の例を参考とすること。(第31-10図)

AとBの水平距離が0.9m以上確保されていない場合は、Aの高さ以上で幅0.5m以上の袖壁が必要となる。

AとDの垂直距離が0.9m以上確保されていない場合は、幅0.5m以上のひさし等がDの開口部の端より左右それぞれ0.5m以上の長さが必要となる(平面図 $a \geq 0.5\text{m}$ 、 $b \geq 0.5\text{m}$)。

Aの面するバルコニーに腰壁(当該部分の共用区画と同等の構造及び耐火性能のものに限る。)が設けられており、当該腰壁を含めてAとDが0.9m以上離隔される場合にあっては、AとDの垂直距離が0.9m以上あるものとして扱う。

ひさし等がない場合、CとFの垂直距離が0.9m以上3.6m未満であれば防火設備の措置が必要となる。(ただし、位置・構造告示第3第3号(2)口で延焼措置されていると確認できれば防火設備の措置の必要はない。)



第31-10図

(キ) 開口部のうち換気口等は、次のとおり扱うものであること。(いずれの場合も、外壁にひさし等はないものとする。)(第31-11図)

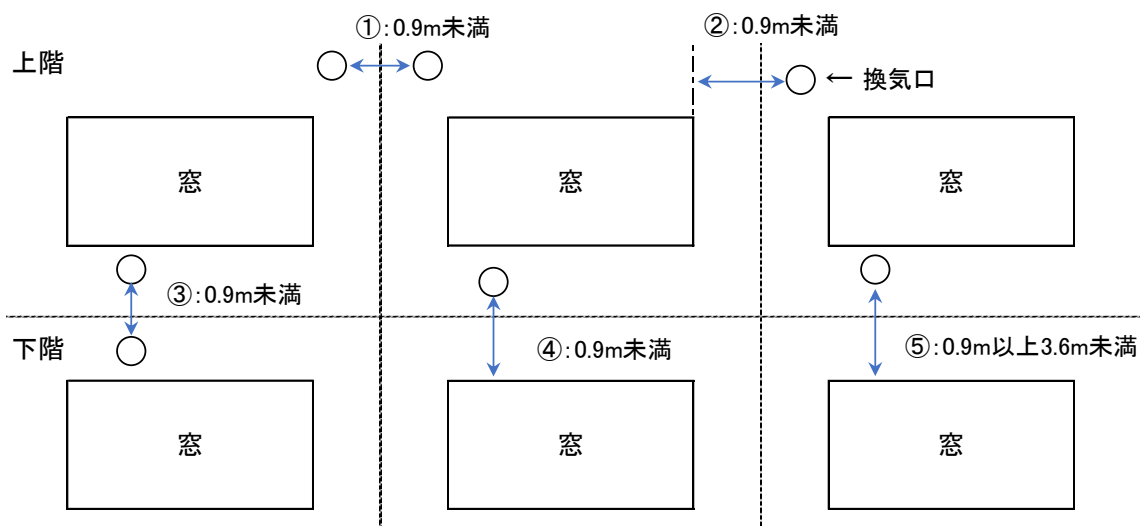
①の場合は、直径0.15m以下の換気口等(防火設備が設けられたものに限る。)及び面積が 0.01 m^2 以下の換気口等とする必要があること。

②の場合は、直径0.15m以下の換気口等(防火設備が設けられたものに限る。)及び面積が 0.01 m^2 以下の換気口等とする必要があること。

③の場合は、直径0.15m以下の換気口等(防火設備が設けられたものに限る。)及び面積が 0.01 m^2 以下の換気口等とする必要があること。

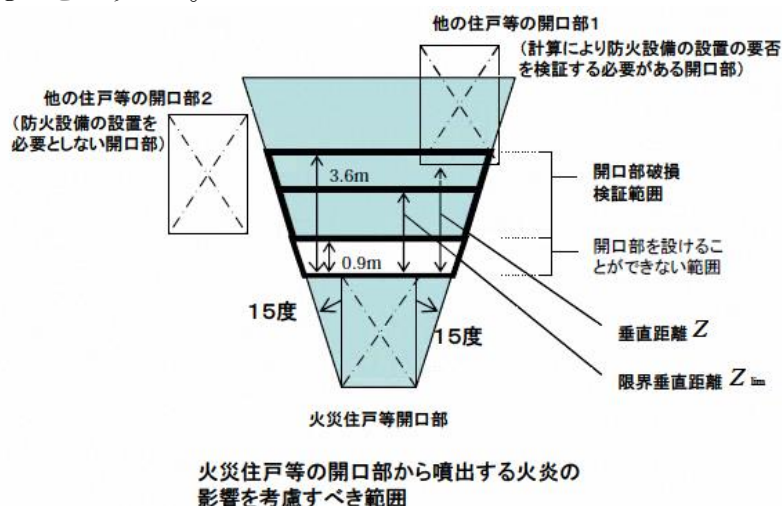
④の場合は、直径0.15m以下の換気口等(防火設備が設けられたものに限る。)及び面積が 0.01 m^2 以下の換気口等とする必要があること。

⑤については、直径0.15m以下の換気口等とした場合、換気口等に防火設備の措置は不要であること。



第 31-11 図

(ク) 位置・構造告示第 3 第 3 号 (2) ロに規定する「住戸等へ延焼しないよう措置されたもの」については、住戸等と区画を介して隣接する他の住戸等の開口部が、次に定める基準に適合しているものをいうこと。



第 31-12 図

- a 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に 15 度開いた範囲外に存する他の住戸等の開口部には、防火設備を設けないことができること。この場合において、火災住戸等の開口部が、四角形以外の形状（以下「円等」という。）の場合は、当該円等が内接する長方形を当該住戸等の開口部とみなすものであること。
- b 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に 15 度開いた範囲内に存する他の住戸等の開口部のうち、開口部相互間の垂直距離が 3.6m 以下の範囲（火災住戸等の開口部の上部 0.9m の範囲を除く。以下「開口部破損検証範囲」という。）については、上下の開口部間の垂直距離 Z が、次の①から⑥までの手順により求めた限界垂直距離 Z_{lim} より小さい場合に、当該他の住戸等の開口部（図中の開口部 1 をいう。）に防火設備を設けること。ただし、

当該他の住戸等の開口部が換気口等であり、かつ、防火設備が設けられた直径 0.15m以下のもの又は開口部の面積が 0.01 m²以下のものにあつては、この限りでない。

- ① 開口部破損検証範囲にある他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差を次式により求めること。

$$\Delta T = T_{lim} - 293 \dots \dots \text{式 (1)}$$

ΔT は、他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差 (単位 ケルビン)

T_{lim} は、他の住戸等の開口部の材料に応じて、次の表により求められる許容温度

(単位 ケルビン)

第 31-1 表

開口部の材料	許容温度
フロートガラス	373 ケルビン
フロートガラス(飛散防止フィルム付)	423 ケルビン
線入りガラス	673 ケルビン

※ 開口部の材料として上記以外のガラスを用いる場合の許容温度については、試験データ等により判断すること。

- ② 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径 (当該開口部から噴出する熱気流が影響する一定以上の範囲を円状にみなした場合の半径。以下同じ。) を次式により求めること。

$$r_0 = \sqrt{A/2\pi} \dots \dots \text{式 (2)}$$

r_0 は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径 (単位 m)

A は、火災住戸等の一の開口部の面積 (開口部がサッシ等により連結している場合は、当該開口部を一の開口部として取り扱う。) (単位 m²)

π は、円周率

- ③ 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。

$$Q = 400A\sqrt{H} \dots \dots \text{式 (3)}$$

Q は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度 (単位 kW)

H は、火災住戸等の一の開口部の高さ (火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。単位 m)

- ④ 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流軸上における部材許容温度を無次元化した値 Θ を次式により求めること。

$$\Theta = 16.09 \Delta T r_0^{5/3} / (Q T_{lim})^{2/3} \dots \dots \text{式 (4)}$$

- ⑤ 開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 Z_t を Θ の値に従い、次の(a)又は(b)の式により求めること。

- (a) ④により求められる Θ の値が 0.35 以下の場合

$$Z_t = 1.05 r_0 / \Theta \dots \dots \text{式 (5)}$$

Z_t は、開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 (単位 m)

- (b) ④により求められる Θ の値が 0.35 より大きい場合

$$Z_t = 1.93 \times 10^{-3} r_0 / \Theta^7 \dots \dots \text{式 (6)}$$

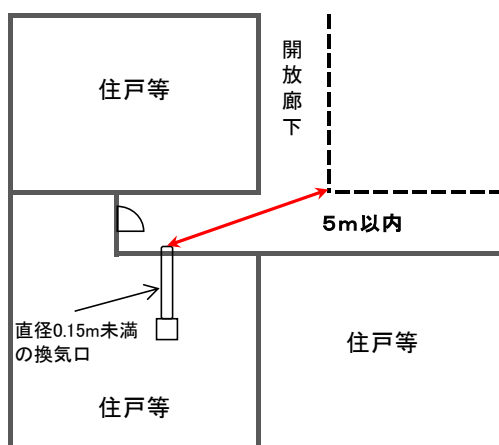
- ⑥ 限界垂直距離 Z_{lim} は、⑤で求めた開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 Z_t と次式で求めた火災住戸等の開口部上端からの火炎高さ Z_{Lm} のいずれか大きい方とし、火災住戸等の開口部と他の住戸等の開口部との垂直距離が Z_{lim} より大きい場合、当該他の住戸等の開口部に防火設備を設ける必要はないこと。

$$Z_{Lm} = 2.39H \cdots \text{式(7)}$$

ウ 住戸等と共用部分を区画する壁

住戸等と共用部分を区画する壁に設ける開口部は、位置・構造告示第3第3号(3)の規定によるほか、次によること。

- (ア) 位置・構造告示第3第3号(3)イに規定される「開放性のある共用部分」とは、外気に面する廊下等において、換気口等を設ける部分が、常時外気に面する部分から5m以内の範囲にある場合も含むものであること。(第31-13図)



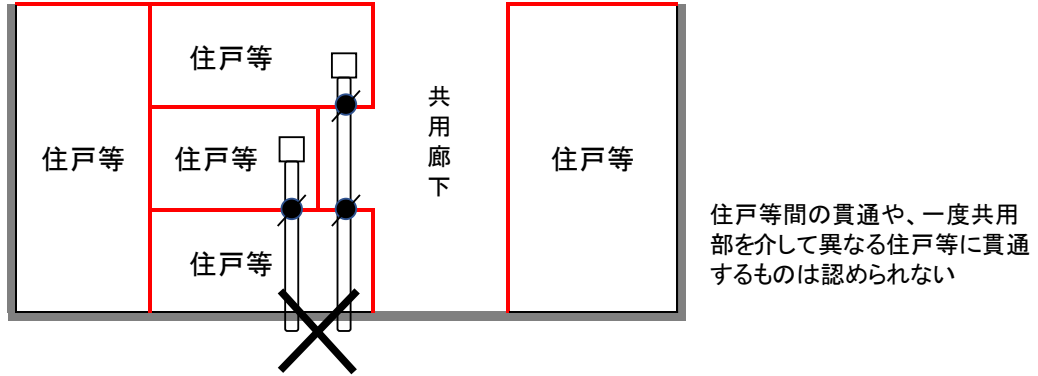
第31-13図

- (イ) 位置・構造告示第3第3号(3)ロに規定する「開口部」には、同号(3)イ(イ)から(ハ)に規定される換気口等も含まれるものであること。
- (ウ) 電気室、受水槽室等の機械室にあつては、位置・構造告示第3第3号(3)ハの規定によらず、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸である場合は、 4 m^2 以下とすることができる。
- (エ) 換気口等の風道が住戸等と共用部分を区画する壁を貫通する場合において防火ダンパー等の防火設備を設置する場合、当該貫通部分に防火ダンパー等の防火設備を設置すること。
- ただし、やむを得ず当該貫通部分に防火ダンパー等の防火設備を設置することができない場合、防火設備を設ける部分までの風道については、次のいずれかによること。
- 当該区画の貫通部分から防火設備を設ける部分までの風道の厚さを 1.5 mm 以上の鉄板とすること。
 - 当該区画の貫通部分から防火設備を設ける部分までの風道の厚さを 0.8 mm 以上の鉄板とし、厚さ 25 mm 以上の金属以外の不燃材料(ロックウール等)で被覆すること。

エ 住戸等と住戸等を区画する壁

住戸等と住戸等を区画する壁には、開口部を設けることはできないものであること。

したがって、換気口等の風道が、住戸等から共用部分を経て、再び住戸等へ貫通する施工方法は、認められないものであること。(第31-14図)



第31-14図

オ 共住区画を貫通する配管等

共住区画を貫通する配管等は、位置・構造告示第3第3号(4)の規定によるほか、次によること。

- (ア) 位置・構造告示第3第3号(2)に基づく「ひさし等」として設けられたバルコニーに、雨樋等の配管が住戸等の開口部から50cm以内の範囲を貫通する場合は、以下のいずれかによること。
 - a 不燃材料とすること。
 - b 位置・構造告示第3第3号(2)ただし書きによる場合を除き、第3第3号(4)(ニを除く。)の規定の例によること。
- (イ) 位置・構造告示第3第3号(4)ホに規定する「床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部」は、次のいずれかに適合するものであること。
 - a 建基令第129条の2の4第1項第7号イ又はロに適合し、配管と配管を貫通させるための開口部との隙間を不燃材料で充填すること。

なお、建基令第129条の2の4第1項第7号イを適用する場合、貫通部から衛生器具接続まで1m以内の場合は、器具接続部分までを不燃材料で施工すればよいものであり、便器接続管、ユニットバス及び洗濯機パン用トラップについては、器具付属品とみなし、不燃材料以外のものとする事ができるものであること。
 - b 区画貫通告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものであること。
 - c 「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について(平成19年10月5日消防予第344号)」に適合するもの(第2章第2節第3「令第8条に規定する区画等の取扱い」別記1参照)。
- (ウ) (イ)aにおける建基令第129条の2の4第1項第7号ロの規定に適合するものは、「準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件(平成12年5月

31 日建設省告示第 1422 号)」によること。

第 31－2 表

給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	給水管等の外形
				給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分 1時間耐火構造
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm
			6.6mm以上	115mm
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm
排水管及び排水管に付属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1mm以上	61mm
			5.5mm以上	90mm
			6.6mm以上	90mm
	厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm
			6.6mm以上	115mm
			7.0mm以上	115mm

※1 特定共同住宅等の住戸等の壁又は床には1時間の耐火性能が求められること

※2 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。

(エ) 位置・構造告示第3第3号(4)へに規定する「配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。」とは、配管等と可燃物との間に15cm以上の距離を保つことをいうものであること。

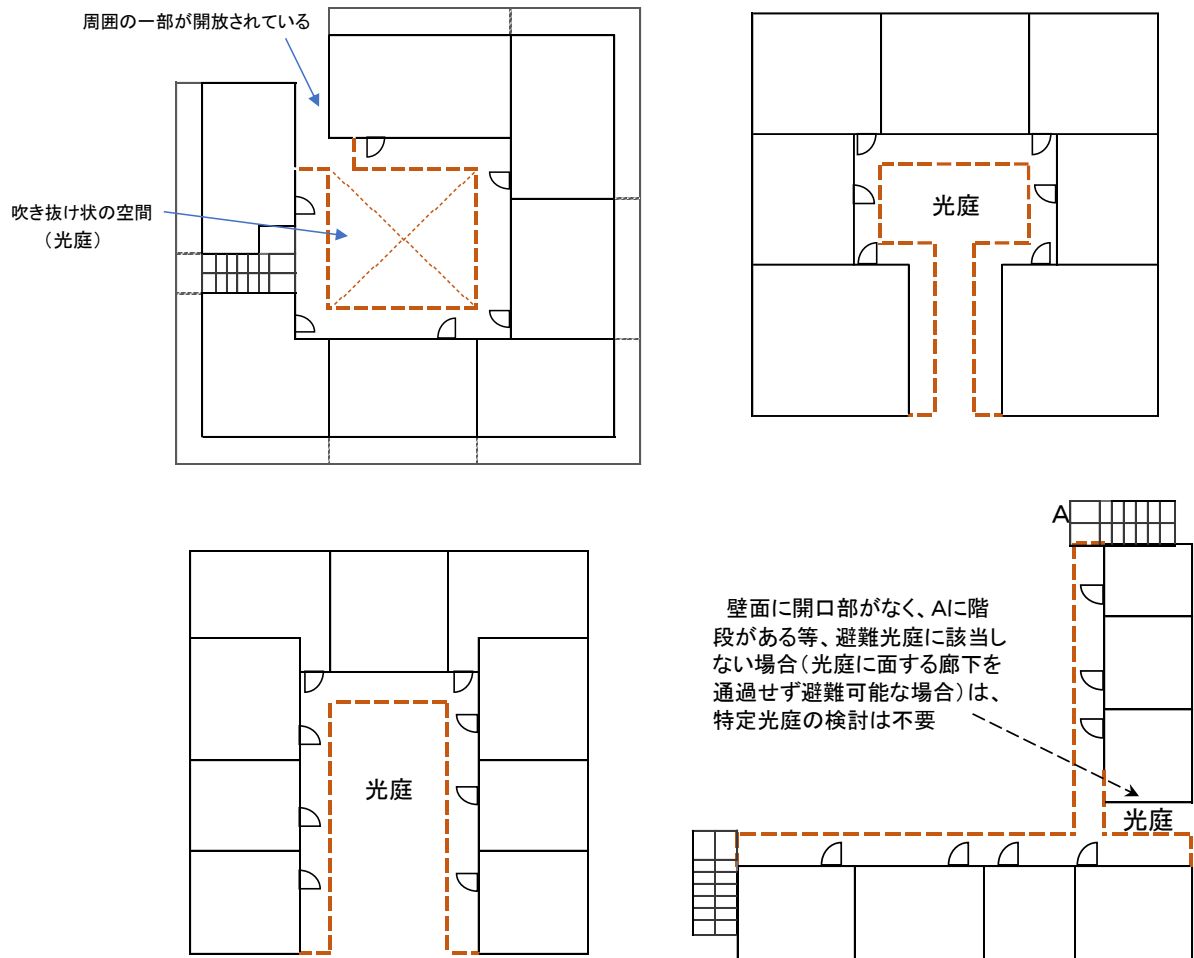
また、「当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合」とは、配管等の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火することがないもの又は発火することがないように、厚さ25mm以上の金属以外の不燃材料で被覆等の措置を講じること等をいう。

(オ) 最下階の床を配管等が貫通し、地下ピットへ通じる場合には、位置・構造告示第3第3号(4)ホの規定によらないことができる。

(4) 特定光庭について

ア 光庭について

位置・構造告示第2第6号において、「その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものにより囲まれ」とあるが、その周囲の一部が部分的に開放されているのみで外気への開放性が「周囲を壁等に囲まれ」ているものと同様である空間については、「光庭」として取り扱うものとする。 (第31-15図)

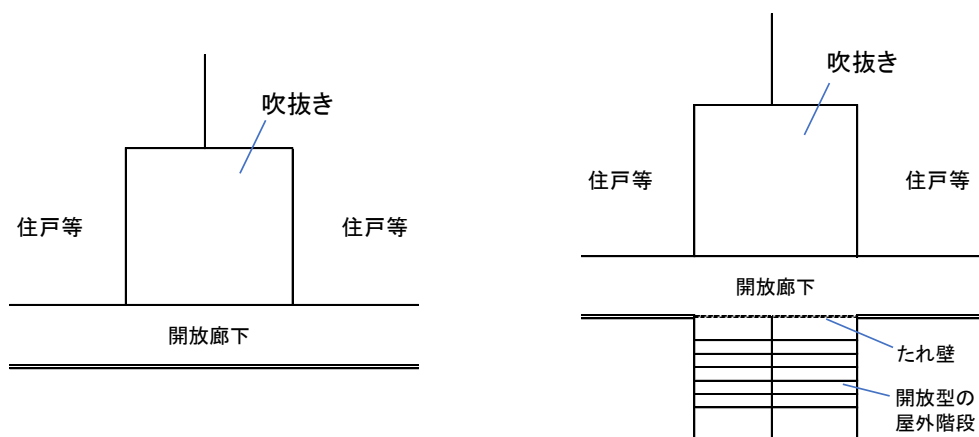


第31-15図

イ 特定光庭に該当しない光庭について

次に示すものは特定光庭には該当しないものとして扱って差し支えないものであること。

- (ア) 周囲の一部分が部分的に完全に開放されているものでも、当該開放されている部分が当該光庭の周長の4分の1以上開放されているもの。
- (イ) 開放性を有する廊下又は階段室等に面する吹抜きで、開放性を有する廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さが1m以上あるもの。(第31-16図)



第31-16図

ウ 特定光庭の判定について

特定光庭の判定は、位置・構造告示第4第1号及び次の(ア)から(オ)により検証すること。

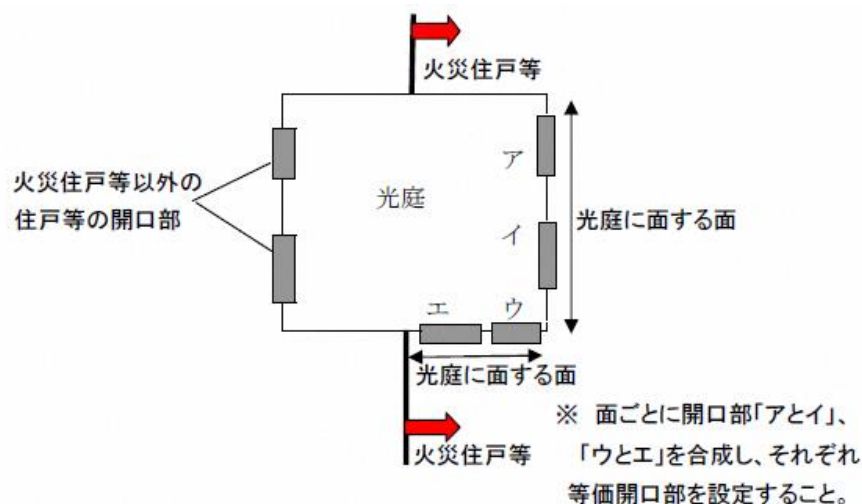
なお、光庭や光庭に面する住戸等の形態等から、防火上最も危険な状況が特定できる場合は、これらの状況に対する検証を行えば足りることとするが、これ以外の場合にあっては、いずれの住戸等で火災が発生しても特定光庭に該当しないことの検証を行うこと。

(ア) 開口部が受ける熱量及び避難する者が受ける熱量

位置・構造告示第4第1号(1)の「火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量」及び同号(2)イの「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量」は、次のaからeまでの手順により求めること。

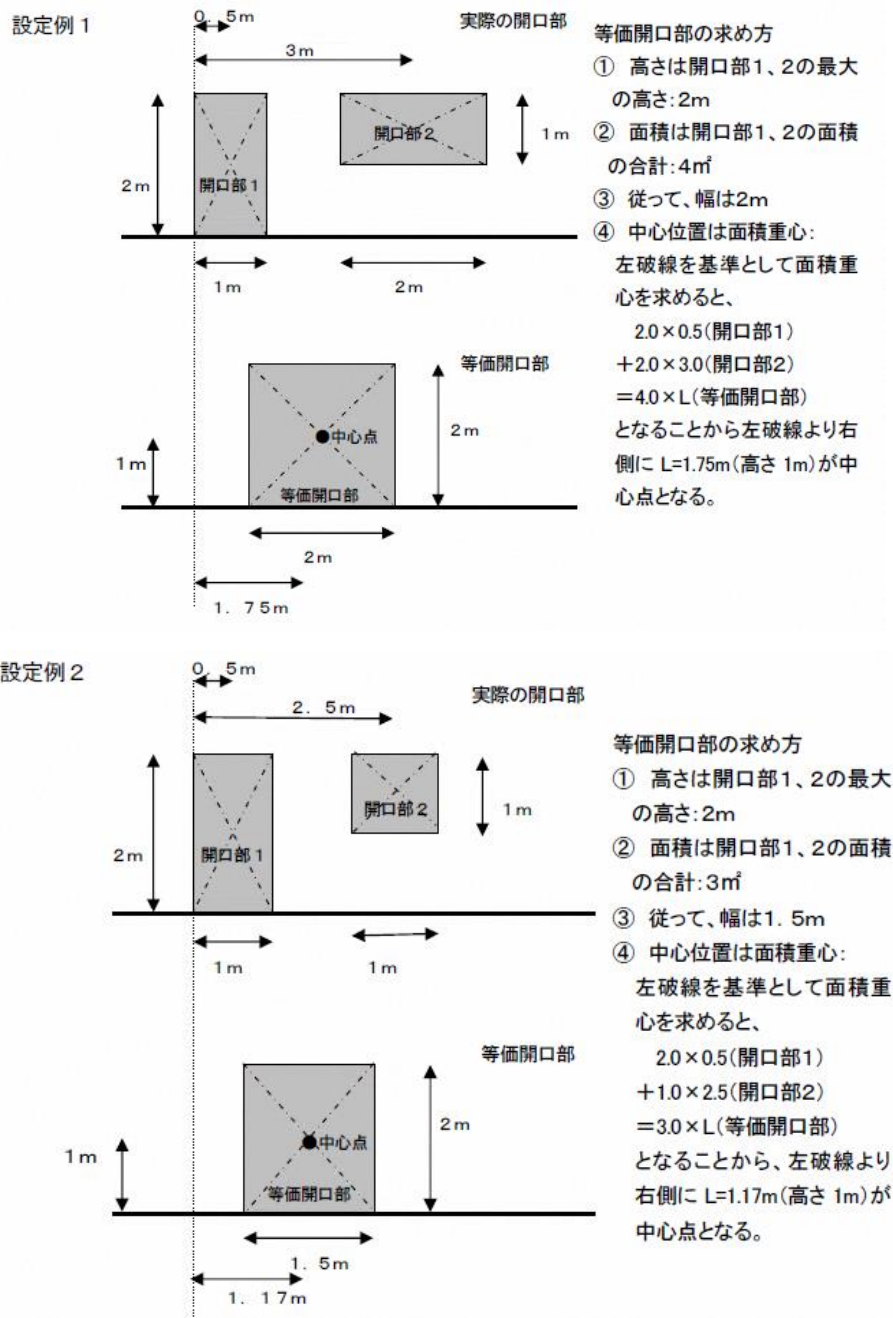
- a 火災住戸等の光庭に面するすべての開口部（換気口その他これらに類するものを除く。）を合成して一の開口部とみなし、当該合成した開口部を「等価開口部」というものであること。この場合において、「等価開口部の高さ」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部のうち最大の高さ、「等価開口部の面積」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部の合計面積、「等価開口部の幅」は「等価開口部の面積」を「等価開口部の高さ」で除した値をいうものであること。ただし、火災住戸等の光庭に面する開口部が複数の面に設けられている場合は、同一面に設けられる開口部ごとに等価開口部を設定し、bからeまでの手順により受熱量を求め合計すること。

適用例を次に示す。



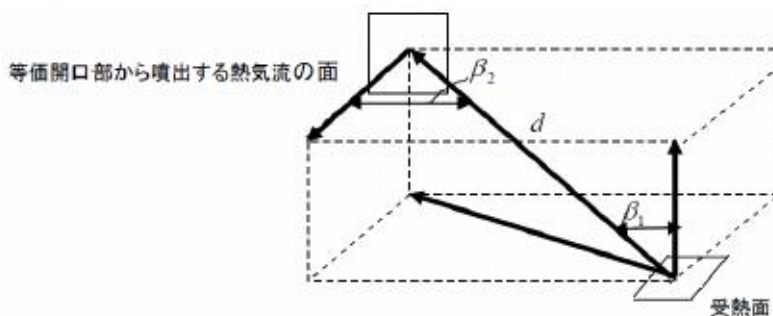
第31-17図

なお、等価開口部及び等価開口部の中心点については、次により求めること。



第 31-18 図

- b 等価開口部から噴出する熱気流 (火炎を含む。以下同じ。) の高さを次式により求めること。
- $$L = 1.52H_x \cdots \text{式 (8)}$$
- L は、等価開口部から噴出する熱気流の高さ (単位 m)
- H_x は、等価開口部の高さ (単位 m)
- c 等価開口部から噴出する熱気流の面積を次式により求めること。
- $$S = LW \cdots \text{式 (9)}$$
- S は、等価開口部から噴出する熱気流の面積 (単位 m²)
- W は、等価開口部の幅 (単位 m)
- d 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を次式により求めること。(第 31-19 図)



第 31-19 図

$$F = \frac{\cos\beta_1 \cos\beta_2}{\pi d^2} S \dots \dots \dots \text{式 (10)}$$

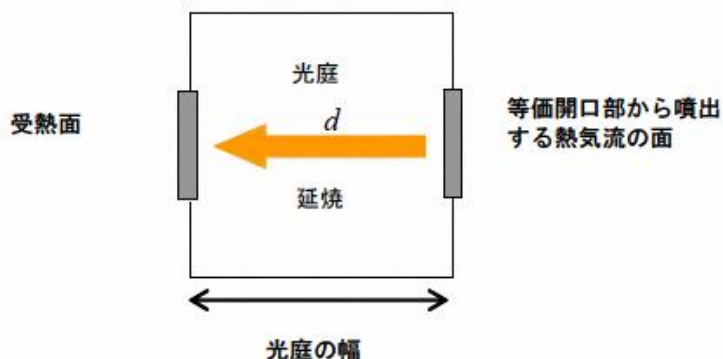
F は、受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数
 (F が 1 を超える場合にあっては $F = 1$ とする。以下同じ。)

β_1 及び β_2 は、受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点を結んだ線のなす角度 (単位ラジアン)

π は、円周率

d は、受熱面と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離 (単位 m)

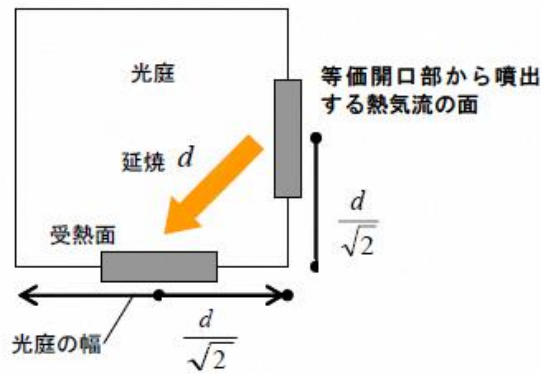
その適用例を第 31-20 図及び第 31-21 図に示す。



第 31-20 図

光庭をはさんで「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が正対する場合 β_1 及び β_2 は 0 ラジアンとなり

$$F = S / \pi d^2 \text{ (ただし } F \leq 1 \text{) となる。} \dots \dots \dots \text{式 (11)}$$



第 31-21 図

「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が光庭において直交し、二面が交わった地点から「等価開口部から噴出する熱気流の面」及び「受熱面」が等距離にある場合 β_1 及び β_2 は $\frac{\pi}{4}$ ラジアンとなり

$$F = S / 2 \pi d^2 \text{ (ただし、} F \leq 1 \text{) となる。} \dots \text{式 (12)}$$

$$\ast 1^\circ = \frac{\pi}{180} \text{ ラジアン}$$

- e 等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量を次式により求めること。

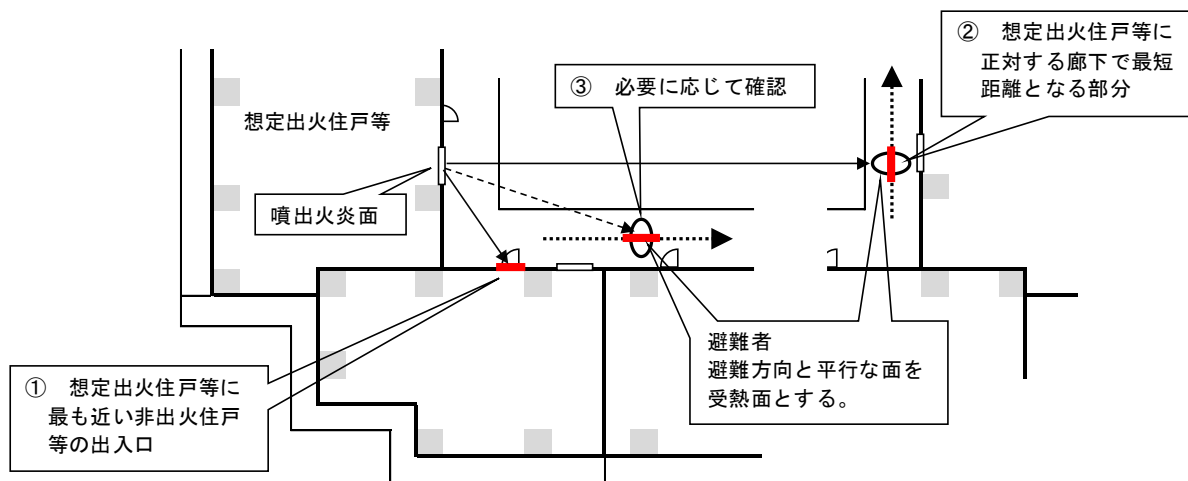
$$q = 100F \dots \text{式 (13)}$$

q は、等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量 (単位 kW/m²)

- (イ) 避難者と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離の位置

(ア) d 及び e による、避難光庭に面する廊下を経由して避難する者が受ける熱量の算定において、受熱面 (避難者) と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離の位置は、次によること。

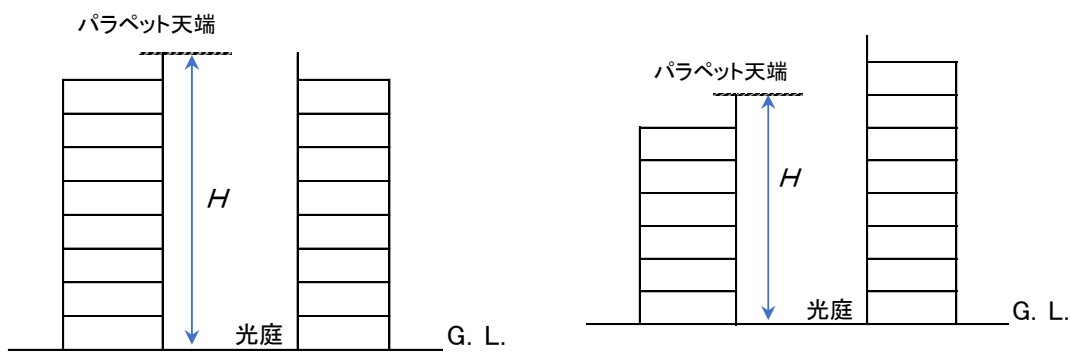
- a 想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分
- b 想定出火住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部
- c a 及び b の位置における受熱量が 3 kW/m² に近い値となる場合は、受熱量が大きくなると想定される廊下中央部 (第 31-22 図)



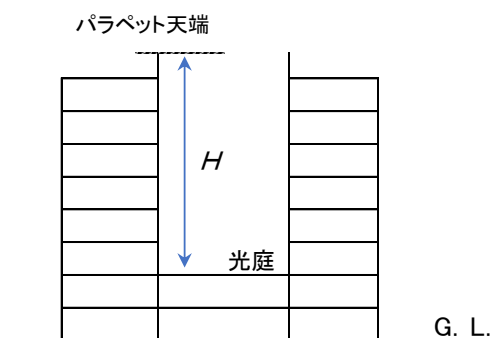
第 31-22 図

(ウ) 避難光庭の高さについて

位置・構造告示第 4 第 1 号 (2) ロ (イ) に規定する避難光庭の高さは、次の図の例により、計測すること (第 31-23 図)



(注) パラペット天端の高さが異なる場合には、原則として最も低い部分により計測すること。



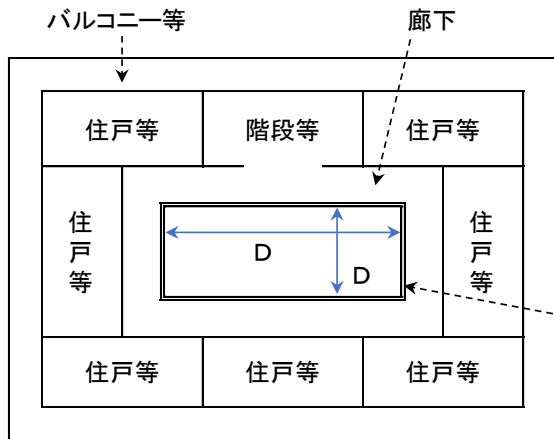
第 31-23 図

(エ) 避難光庭の幅について

位置・構造告示第 4 第 1 号 (2) ロ (イ) の「避難光庭の幅」は、第 31-24 図及び第 31

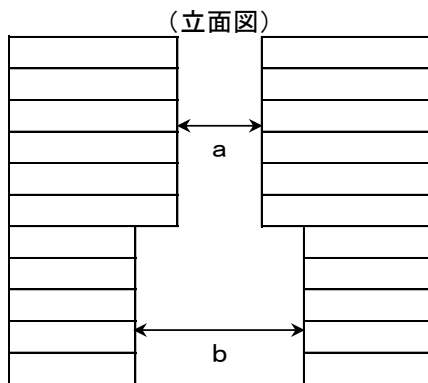
—25 図の例により、計測すること。

なお、避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が 2.5 未満であれば、火災住戸等の開口部から噴出する高温の熱気流が対向壁面にぶつからずに上昇し、避難光庭に滞留せずに外部に排出されるため、同号(2)ロ(ロ)に規定する煙に対する安全性の検証を要しないとしたものである。したがって、避難光庭の幅は、火災住戸等の開口部の面に対して垂直方向(対向壁面の方向)で計測する必要があること。



※この場合Dは2つあるが、開口部が面している面で、かつ、計算上不利な方で計算を行うこと。なお、計算上不利なケースが明らかでない場合は、両方のDにおいて計算を行うこと。

第31-24図



※高さにより外壁間距離が異なる場合には、その最も短い値とする。
(この場合は a とする)

第31-25図

(オ) 避難光庭における煙層の上昇温度について

位置・構造告示第4第1号(2)ロ(ロ)の「火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度」については、次の a から c までの手順により求めること。

- a 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。

$$Q_x = 400 A_x \sqrt{H_x} \dots \dots \text{式 (14)}$$

Q_x は、等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度 (単位 kW)

A_x は、等価開口部の面積 (単位 m^2)

- b 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率 (避難光庭の底部の開口部と頂部の開口部の比をいう。以下同じ。) を次式により求めること。

$$r = 100 \frac{S_a}{S_t} \dots \dots \dots \text{式 (15)}$$

r は、避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率 (単位 %)

S_a は、避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の面積 (単位 m²)

S_t は、避難光庭の頂部に設けられる常時開放された開口部の面積 (単位 m²)

c 避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度を次式により求めること。

$$\Delta T = 2.06 \alpha \frac{Q^{\frac{2}{3}} x^{\frac{1}{5}}}{D^3} \dots \dots \dots \text{式 (16)}$$

ΔT は避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度 (単位 ケルビン)

α は、次式により求められる値

$$\alpha = 1.2 + \frac{1.32}{r + 0.66} \dots \dots \dots \text{式 (17)}$$

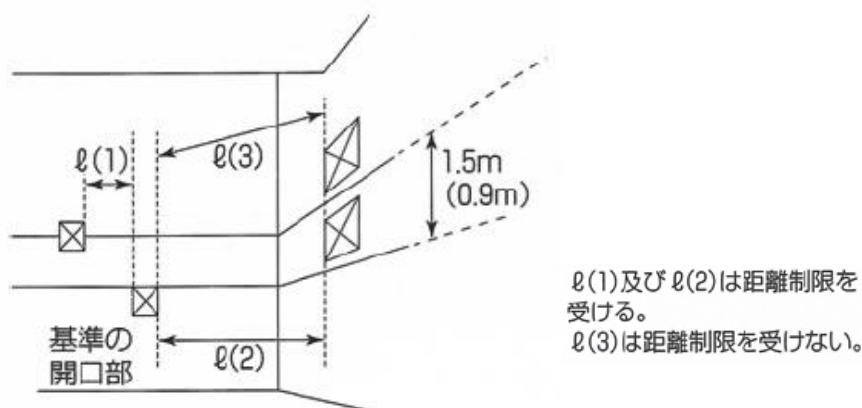
D は、避難光庭の幅 (単位 m)

エ 特定光庭が存する場合の開口部及び給湯湯沸設備等

特定光庭が存する場合の開口部及び給湯湯沸設備等は、位置・構造告示第 4 第 2 号の規定によるほか、次の(ア)から(カ)によること。

(ア) 異なる住戸等間の開口部の水平距離について

位置・構造告示第 4 第 2 号 (2) ロの「異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離」は、第 31-26 図の例により、計測すること。

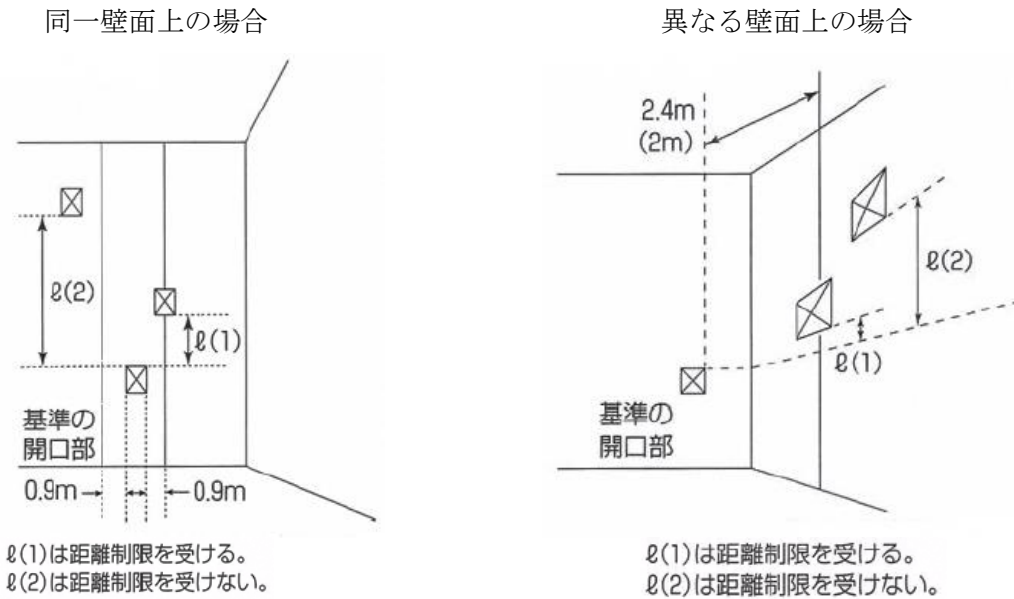


第 31-26 図

(イ) 異なる住戸等間の開口部の垂直距離について

位置・構造告示第 4 第 2 号 (2) ハの「異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離」は、

第 31-27 図の例により、計測すること。



第 31-27 図

(ウ) 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合の措置について

位置・構造告示第4第2号(3)口の「防火上有効な措置」とは、次のa及びbの措置をいうものであること。

a 給湯湯沸設備等は、次に定める基準に適合していること。

- ① ガスの消費量が、70kW以下であること。
- ② 一の住戸の用に供するものであること。
- ③ 密閉式（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する燃焼方式及びその他室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式をいう。）で、バーナーが隠ぺいされていること。
- ④ 圧力調節器により、バーナーのガス圧が一定であること。
- ⑤ 過度に温度が上昇した場合において、自動的に燃焼を停止できる装置及び炎が立消えした場合等において安全を確保できる装置が設けられていること。

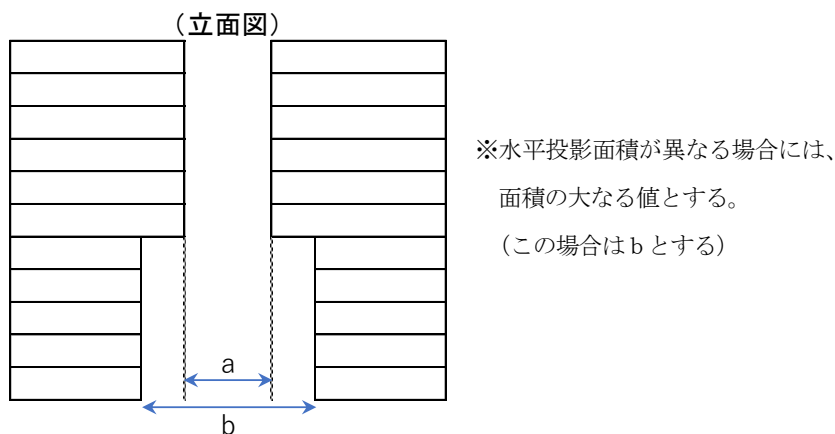
b 給湯湯沸設備等は、次に定める方法により設置すること。

- ① 特定光庭から住戸等又は共用部分へ貫通する給湯湯沸設備等の配管は、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で埋めること。
- ② ①の配管は、金属又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

(エ) 位置・構造告示第4第2号に規定する「特定光庭に面する開口部」には、階段室に設けられた開口部は含まれないものであること。

(オ) 位置・構造告示第4第2号(1)イ及び(2)ニに規定する「開口部」には、同告示第3第3号(3)イ(イ)から(ハ)に規定される換気口等も含まれるものであること。

- (カ) 位置・構造告示第4第2号(1)ロに規定する「特定光庭の下端に設けられた開口部」について、水平投影面積の異なる特定光庭の場合は、水平投影面積の大なる値とすること。



第31-28図

4 構造類型告示

(1) 二方向避難型特定共同住宅等

二方向避難型特定共同住宅等の判断については、構造類型告示第3の規定によるほか、次によること。

ア 避難上有効なバルコニーについて

構造類型告示第3第1号の「避難上有効なバルコニー」とは、次の(ア)から(ウ)の基準に適合しているものであること。

(ア) 直接外気に開放されていること。

(イ) 避難上支障のない幅員(60 cm以上)及び転落防止上有効な高さ(110 cm以上)の手すり等を有していること。

なお、車いす利用者等の避難を考慮した場合に、80 cmから90 cm程度の幅員を有していることが望ましいものであること。

(ウ) 他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。

イ バルコニー等の隔板等は、構造類型告示第3第2号(4)の規定によるほか、次の(ア)及び(イ)の基準に適合しているものであること。

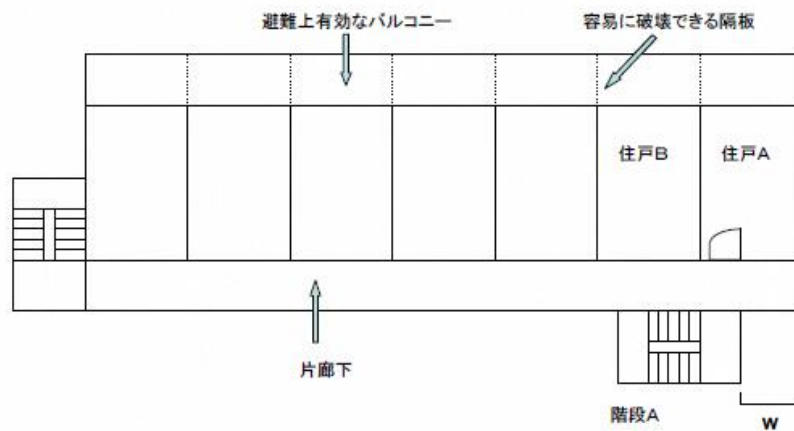
(ア) 材質を難燃材料とし、容易に破壊できるものであること。ただし、容易に破壊できないものであっても、(イ)の寸法を有し、かつ、容易に開放できる場合は、避難に支障がないものとして取り扱って差し支えないものであること。

(イ) 隔壁等の大きさは、幅60 cm以上、高さ80 cm以上、下端の床面からの高さは15 cm以下とすること。

ウ 廊下型特定共同住宅等の階段室等の位置について

(ア) 構造類型告示第3第2号(1)の「階段室等は廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、階段室等が廊下の端部に面して設けられていることをいうほか、第31-25図の例に示すように、階段室等が廊下の端部に接する住戸等(ここでは住戸Aを指す。)の主たる出入口に面していることを指すものであること。これは、廊下の端

部に接する住戸等に隣接する住戸等（ここでは住戸Bを指す。）が火災になっても、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難できるようにするため、Wは廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の幅以下とするものであること。（第31-29図）



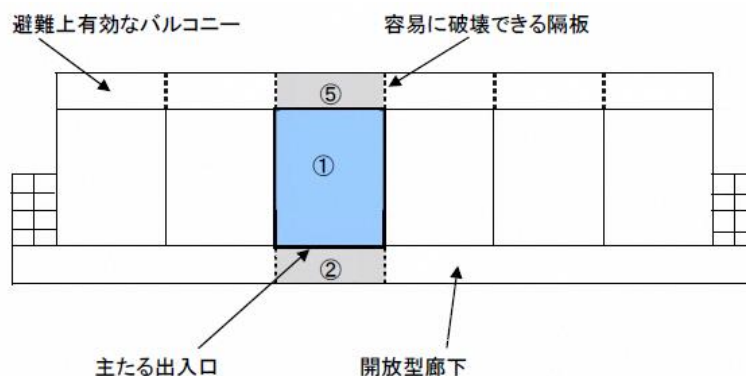
第31-29図

(イ) 廊下型特定共同住宅等において、構造類型告示第3第2号(5)の規定に適合する避難経路を確保した場合は、廊下の端部以外の場所に階段室等を設けることができるものであること。

エ 避難経路のうち住戸等における火災時に利用できない部分について

構造類型告示第3第2号(5)の「避難経路」として、次の①から⑤に定める部分は利用できないものであること。なお、適用例を第31-30図から第31-32図までに示す。

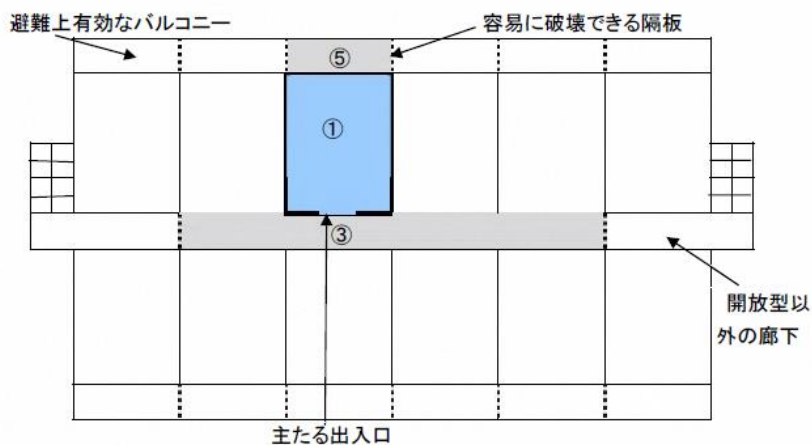
- ① 火災住戸等
- ② 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合する廊下にあつては、火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分
- ③ 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合しない廊下にあつては、階段室等の出入口から一の住戸等の幅員に相当する部分以外の部分
- ④ 階段室型の特定共同住宅等に存する火災住戸等の主たる出入口が面する階段室等
- ⑤ 火災住戸等のバルコニー



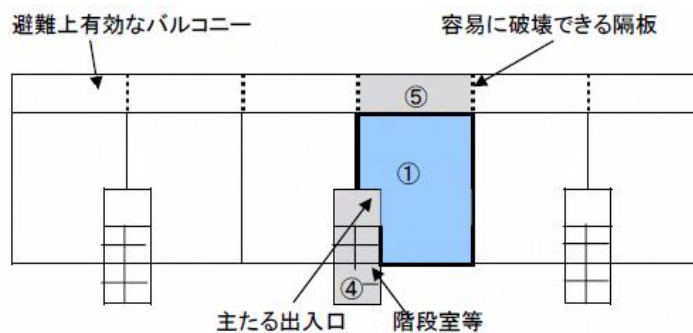
※ 網掛けの部分は「避難経路として利用できない部分」をいう。

(第31-31図及び第31-32図において同じ。)

第31-30図



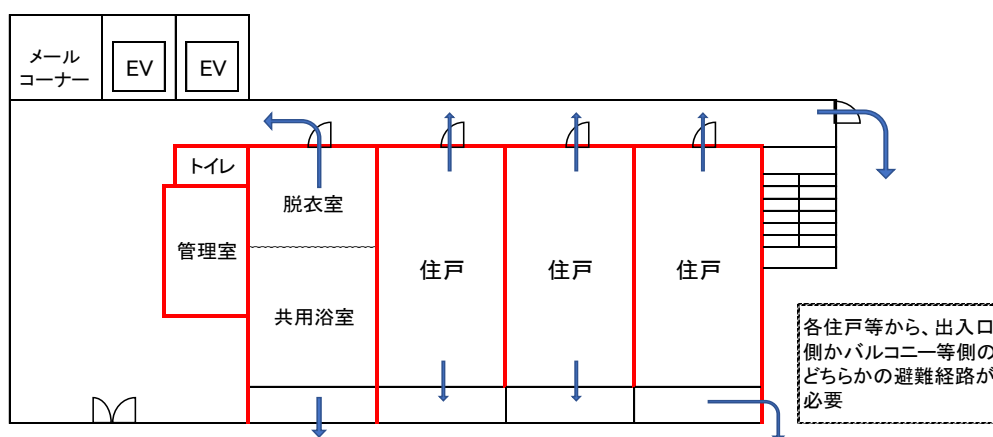
第 31-31 図



第 31-32 図

オ 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室及び管理人室は、二以上の異なった避難経路の確保を要しないものであること。

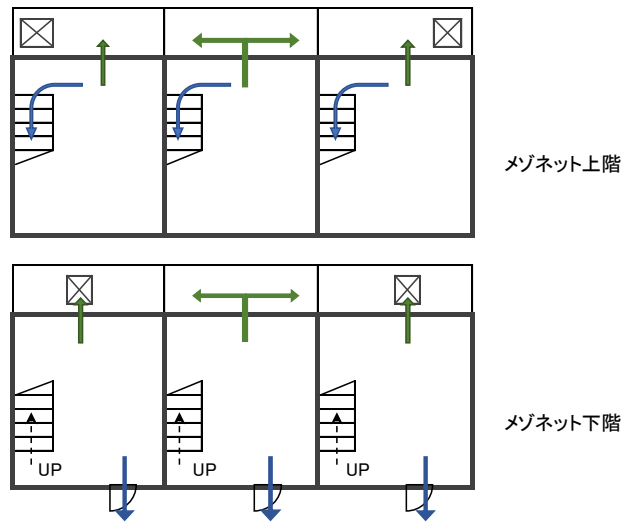
カ 避難階における避難経路は、次に示す例を参考とすること。(第 31-33 図)



※バルコニー等に面する開口部には、規則第4条の2の2に規定する開口部(直径1m内接or幅75cm・高さ1.2m以上で床面から15cm以下の開口部)も必要

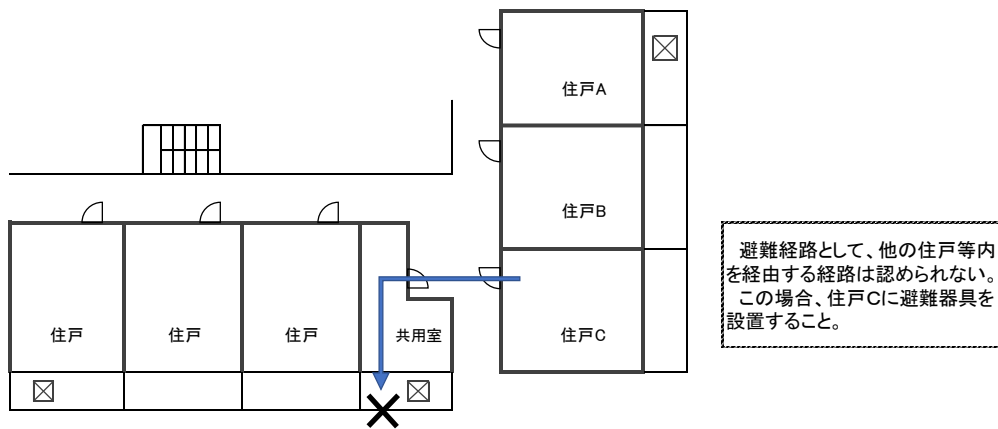
第 31-33 図

キ メゾネット型の住戸、共用室及び管理人室等においては、主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあっては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができるものであること。(第31-34図)



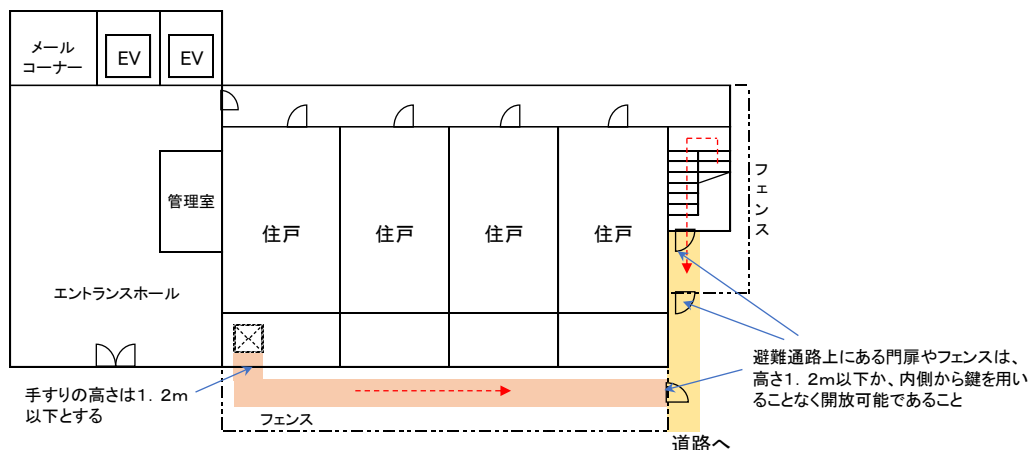
第31-34図

ク 避難経路として他の住戸等内を経由しての経路は認められないこと。(第31-35図)



第31-35図

ケ 避難階に到達した後は、避難上安全な広場、道路等に通ずる有効幅員0.6m以上の避難通路を確保すること。この場合、当該通路上に門扉やフェンス等がある場合は、高さ1.2m以下とするか、内側から鍵を用いることなく開放できる仕様（施錠なし、ホテル錠等）とし、バルコニーがある場合は、手すりの高さを1.2m以下とすること。●(第31-36図)



第 31-36 図

コ 避難器具は、令第 25 条及び「第 15 避難器具」の例により設置すること。

(2) 開放型特定共同住宅等

開放型特定共同住宅等の判断については、構造類型告示第 4 の規定によるほか、次によること。

ア 開放性の判断について

(ア) 開放型特定共同住宅等と取り扱うためには、火災が発生した場合に当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室が開放性を有すること。

ただし、避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室が面する共用部分については、開放性の検証を要しないこと。

(イ) 住戸、共用室及び管理人室が存しない階については、開放性の検証を要しないこと。

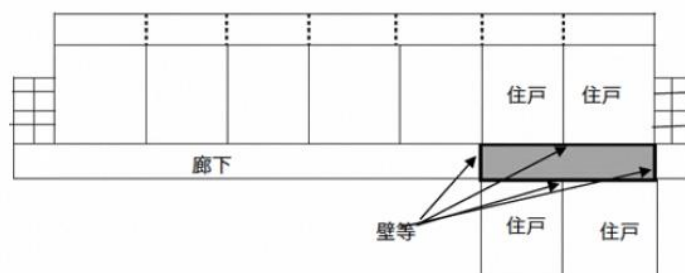
(ウ) 開放性の判断については、階ごとに構造類型告示第 4 第 2 号 (4) イ(イ)又は(ロ)の規定のいずれかにより、検証すること。

(エ) 一の特定共同住宅等に、階段室型及び廊下型が混在する場合は、それぞれの判断基準に従い開放性を有すると認められたものを開放型特定共同住宅等として取り扱うこと。

イ 直接外気に開放されていない廊下又は階段室等の取り扱いについて

(ア) 廊下型特定共同住宅等

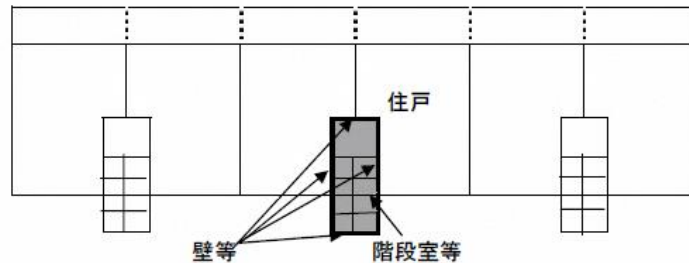
住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の 4 面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。(第 31-37 図)



第 31-37 図

(イ) 階段室型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。(第31-38図)



第31-38図

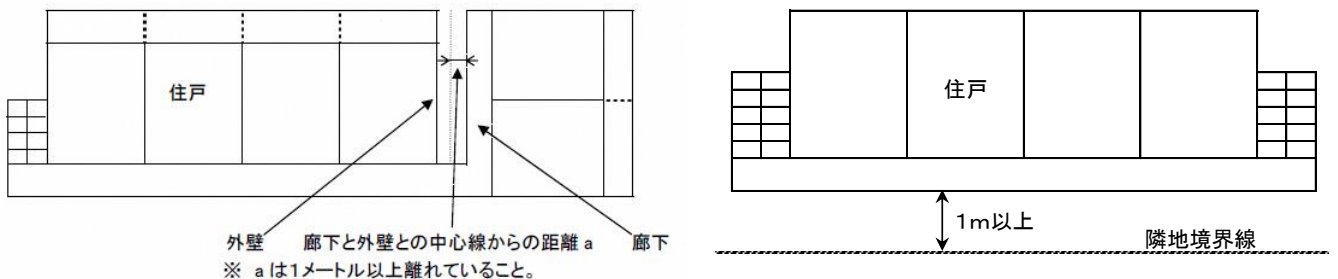
ウ 開放型廊下及び開放型階段の位置について

(ア) 構造類型告示第4第2号(1)の規定により、「すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等との外壁との中心線から1m以上離れていること」が必要とされているが、次に掲げるものも「他の建築物等の外壁」に含まれるものであること。

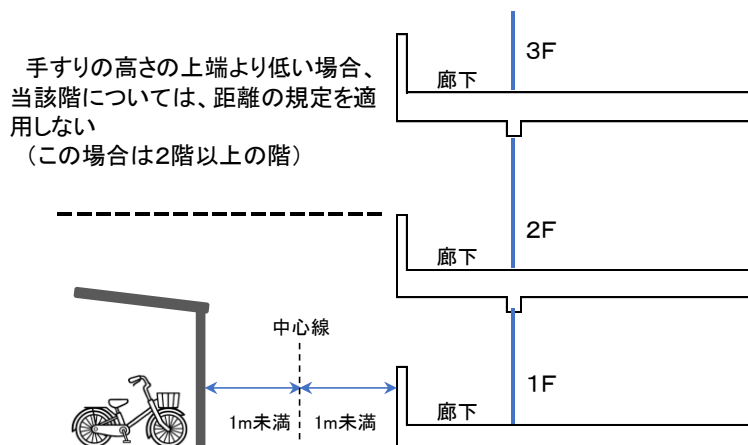
- ・他の建築物の外壁(柱及び屋根のみからなる開放した駐輪場等も含む。)
- ・当該特定共同住宅等の外壁
- ・駐車場の外壁
- ・擁壁
- ・機械式駐車場(地上1段・地下2段式のもの又は地上1段・地下1段式のもので車両の出入時にのみ昇降させるものを除く。)
- ・変電設備等の電気設備

この場合、他の建築物等の外壁の高さが、廊下又は階段室の手すり等の上端より低いこととなる場合、当該階については、距離の規定を適用しないこととして差し支えないものであること。(第31-39図から第31-42図)

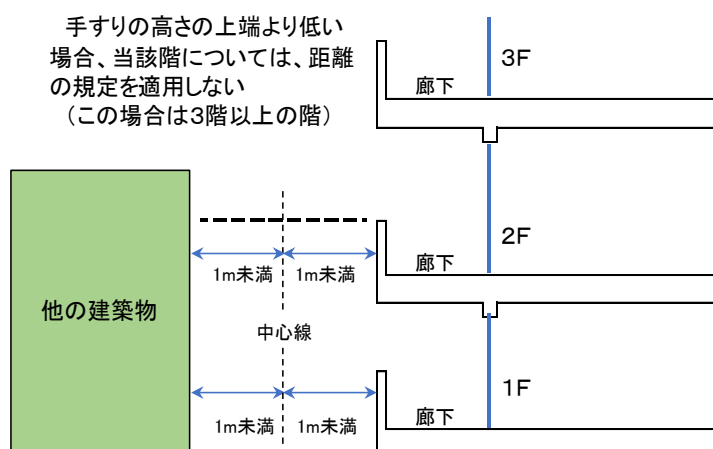
なお、避難階の廊下前面に設けられる防犯等のためのメッシュフェンスについては、不燃材料で造られており、煙の流通を妨げるものではない場合は、「他の建築物等の外壁」に含まれないものとして取り扱ってよいものであること。



第31-39図

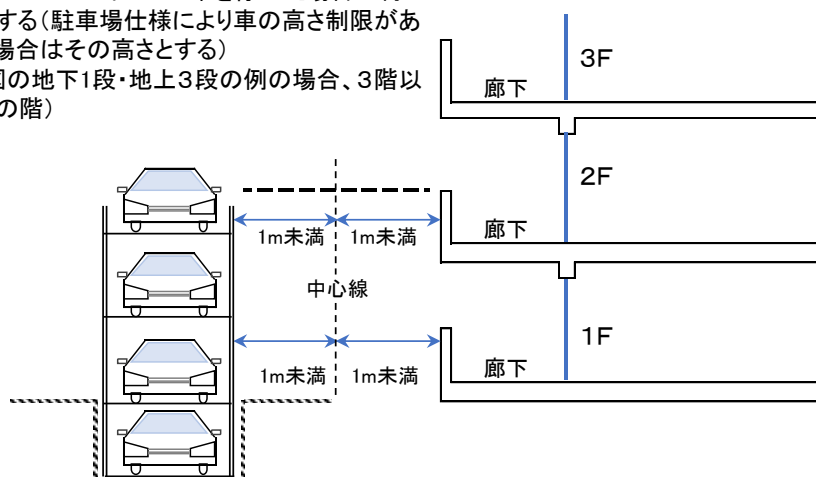


第 31-40 図



第 31-41 図

機械式駐車場については、最上段に高さ 2100mm のハイルーフ車を停めた場合で判断する(駐車場仕様により車の高さ制限がある場合はその高さとする)
(図の地下1段・地上3段の例の場合、3階以上の階)

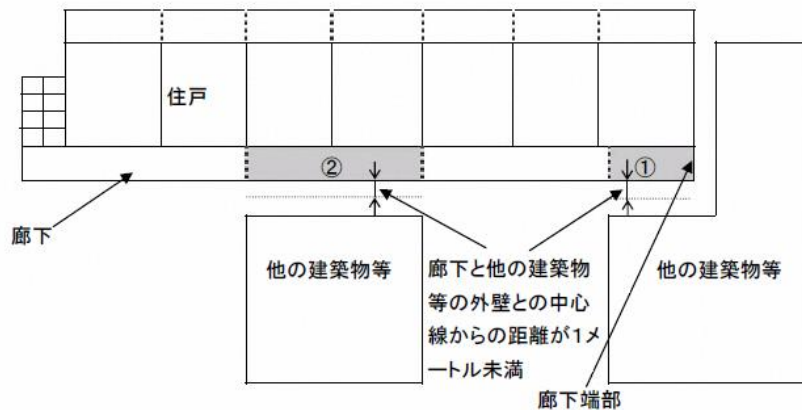


※機械式駐車場については、原則として最上段に高さ 2100mm のハイルーフ車を停めた場合で判断する。(駐車場仕様により車の高さ制限がある場合はその高さとする。)

第 31-42 図

(イ) 特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等のうちの一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1 m未満であるときの取扱いは次のとおりとすること。(第31-43図)

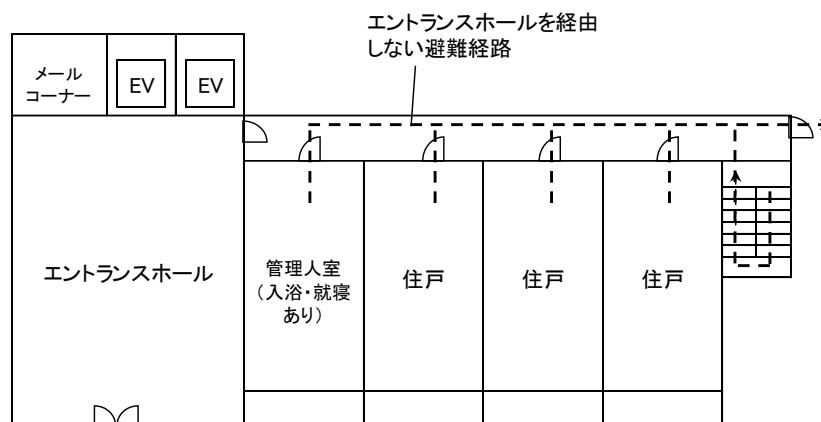
- a 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1 m未満である部分が廊下端部を含む場合で、当該部分を構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とみなしたとき、当該規定を満たせば当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1 m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。
- b 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1 m未満である部分が廊下端部を含まない場合で当該部分を構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなすか、キに定める手順によって、非開放部分を含む廊下全体を同号(4)イ(ロ)の「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面からの高さ1.8 mをいう。)まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁の中心線から1 m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。



第31-43図

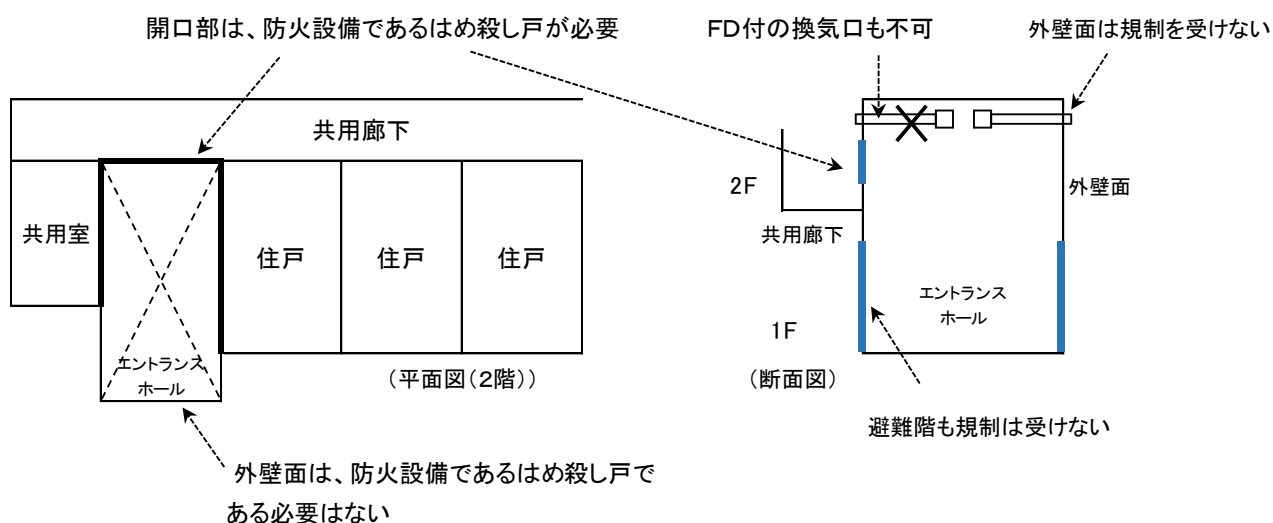
エ 直接外気に開放されていないエントランスホール等について

(ア) 構造類型告示第4第2号(3)イに規定する「エントランスホール等に面する住戸等」とは、就寝又は入浴を伴う管理人室、住戸又は共用室のことであること。(第31-44図)



第31-44図

- (イ) 構造類型告示第 4 第 2 号 (3) ロの開口部には、防火設備であるはめ殺し戸が必要であり、防火設備が設けられた換気口等であっても認められないこと。(第 31-45 図)
 ただし、住戸等又は共用部分に面していない外壁部分はこの限りでない。



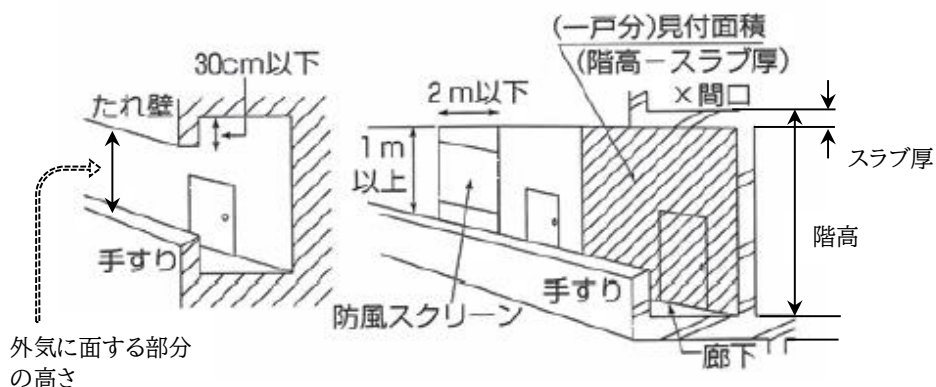
第 31-45 図

オ 開放型廊下の判断基準について (仕様規定)

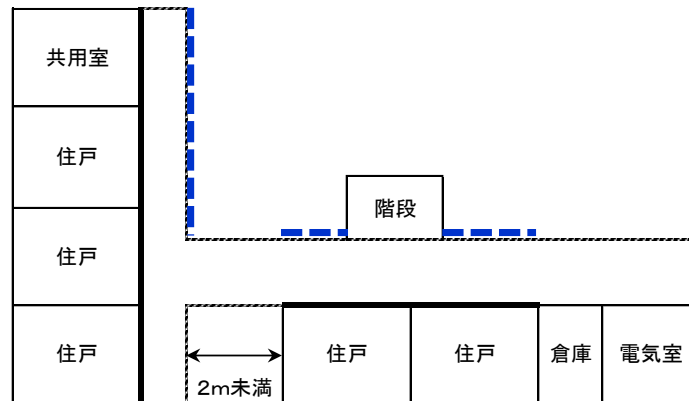
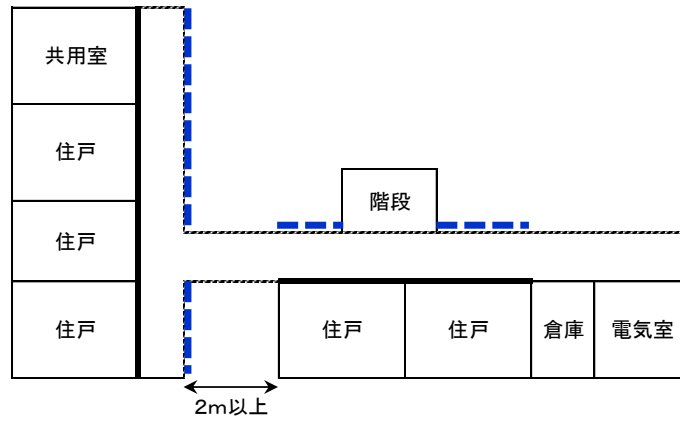
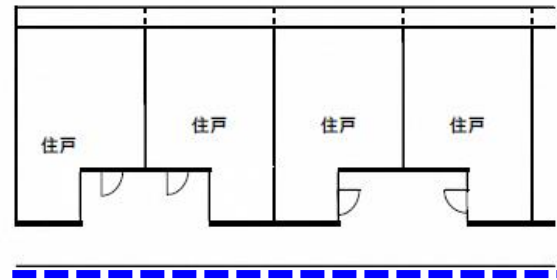
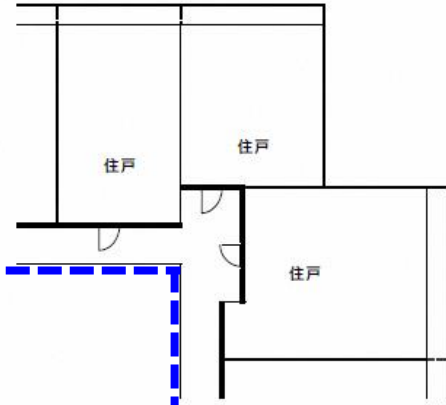
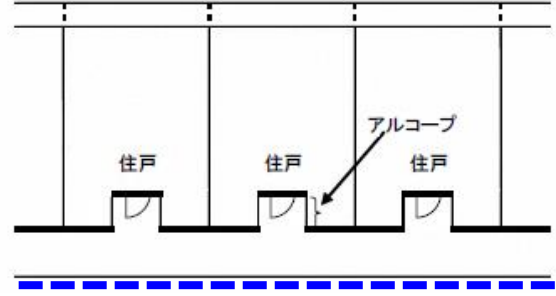
構造類型告示第 4 第 2 号 (4) イ (イ) の開放型廊下の判断基準の適用及び見付面積として算入する部分については、第 31-46 図及び第 31-47 図の例によるほか、次によること。

なお、見付面積の取り方は、住戸を廊下開放面の正面から見た部分を取ることとし、奥行き部分は算入する必要はないものであること。

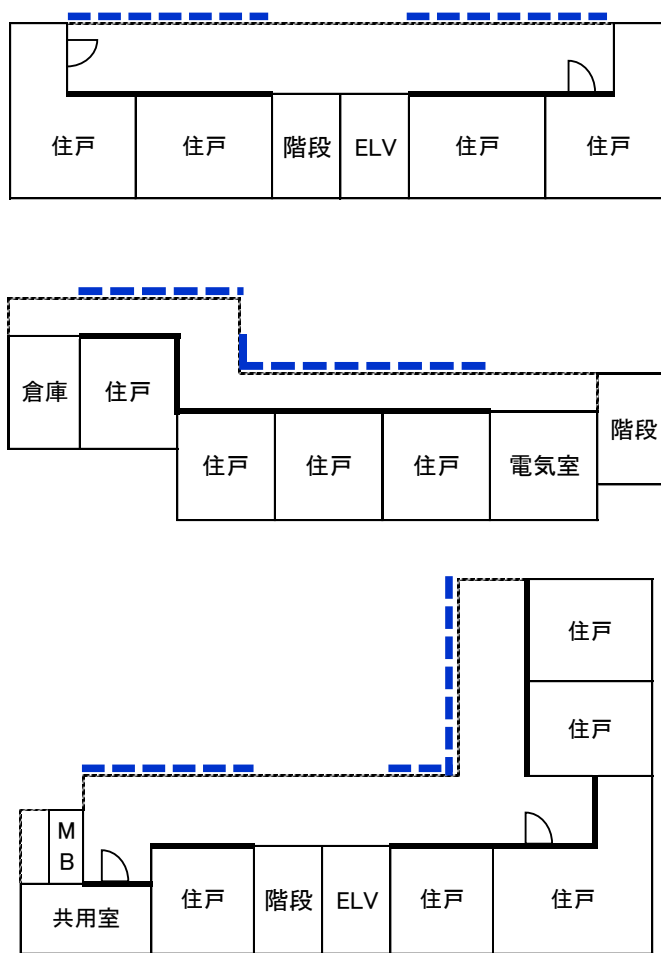
- (ア) 構造類型告示第 4 第 2 号 (4) イ (イ) a の「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいうものであること。また、同号 (4) イ (イ) c の「手すり等」には、さく、金網等の開放性のあるものは含まないものであること。
- (イ) 見付面積は、「(階高-スラブ厚) × 住戸、共用室及び管理人室の廊下に面した部分の幅 (避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室を除く。)」により算出される面積であること。



第 31-46 図



—— : 見付面積に算入する部分
 - - - - : 外気に面する部分



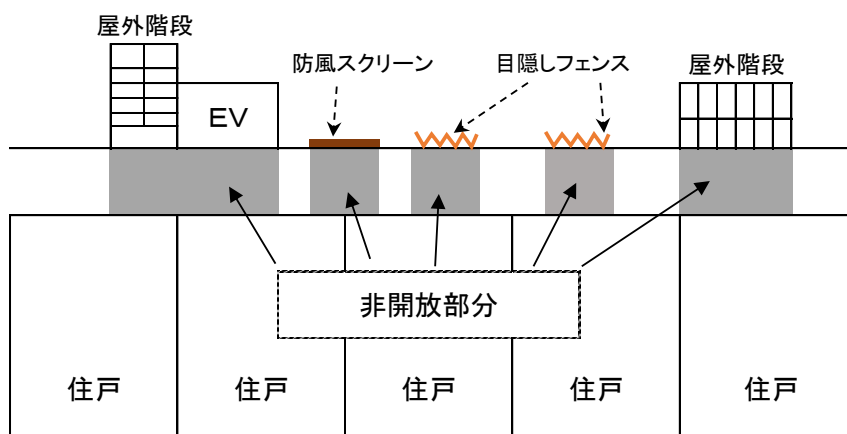
第 31-47 図

(ウ) 外気に面する部分の取扱いについて

構造類型告示第 4 第 2 号 (4) イ (イ) における外気に面する部分の取扱いは次のとおりとする。

- a 屋外階段、エレベーターホール、目隠しフェンス、防風スクリーン等がある場合

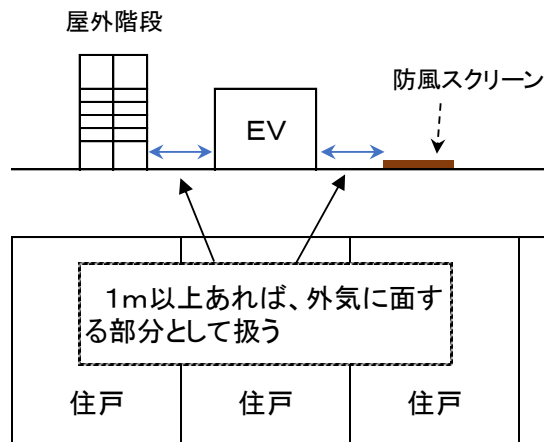
屋外階段、エレベーターホール、目隠しフェンス、防風スクリーン等については、外気に面する部分とは扱わず（以下「非開放部分」という。）、外気に面する部分には算入しないものとする。（第 31-48 図）



第 31-48 図

b 非開放部分間に一部開放部分がある場合

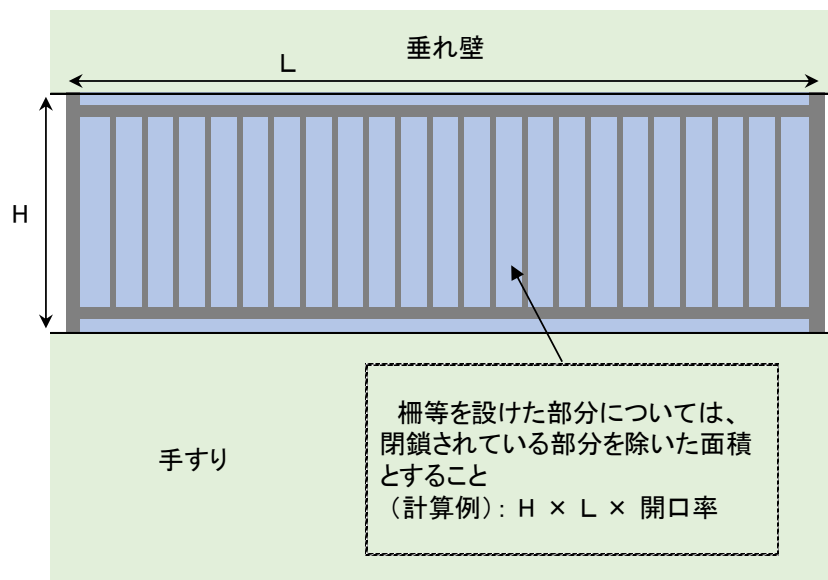
非開放部分間に一部開放部分がある場合、当該開放部分が1 m未満である部分は非開放部分として扱い、外気に面する部分として扱うためには、当該開放部分で1 m以上開放していることが必要であること。(第31-49図)



第31-49図

c 柵、格子等がある場合

柵、金網、格子、侵入防止柵等の開放性のあるものを設けた場合の開放面積は、当該柵、金網等により閉鎖されている部分の面積を除いた有効面積とすること。(第31-50図)

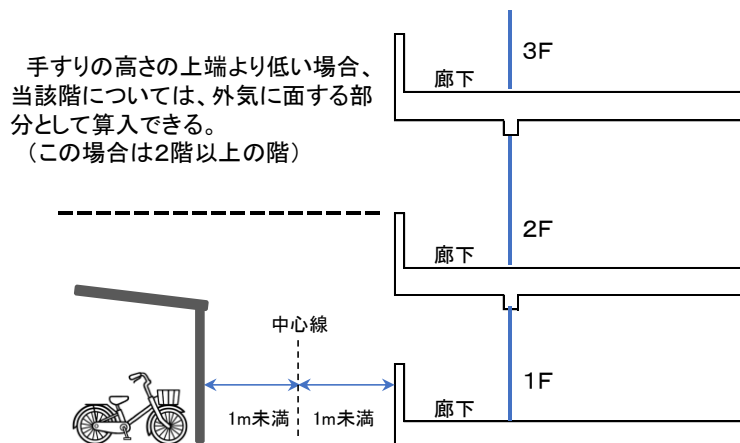


第31-50図

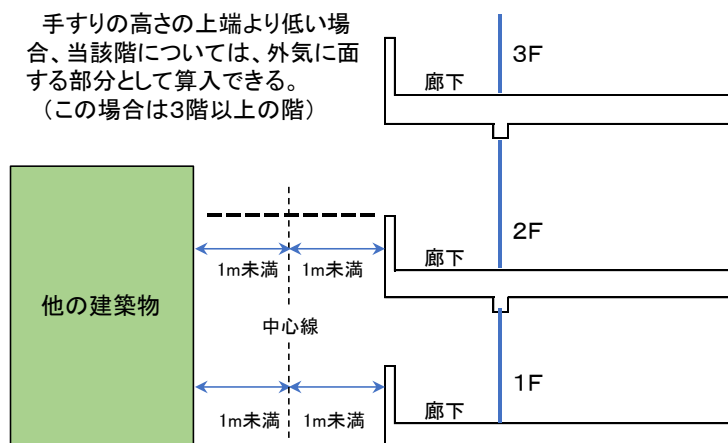
d 隣地境界線又は他の建築物等との外壁との中心線から1 m未満の部分

隣地境界線又は他の建築物等との外壁との中心線から1 m未満の部分については、非開放部分として扱うものとする。

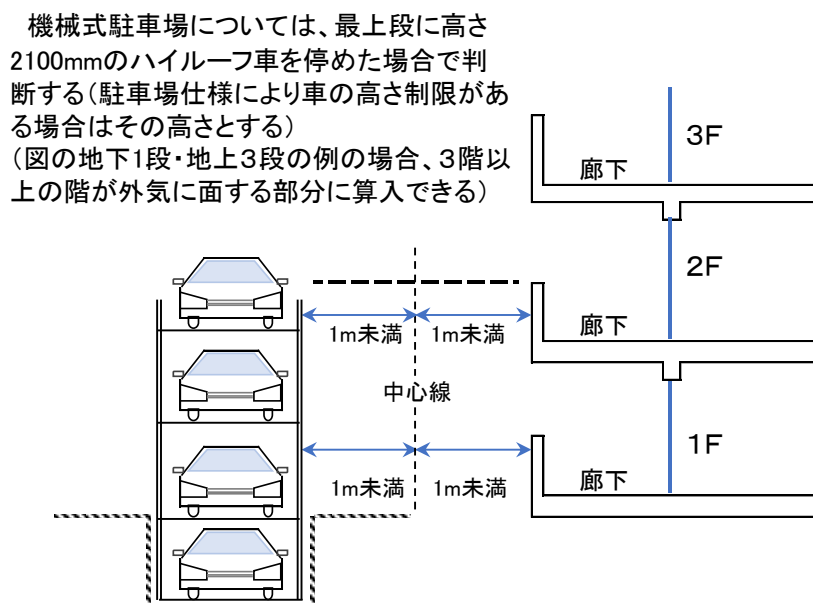
ただし、他の建築物等の外壁について、外壁が手すり等の高さの上端よりも低い場合は、当該階の算定においては、外気に面する部分として扱えるものとする。(第31-51図から第31-53図)



第 31-51 図

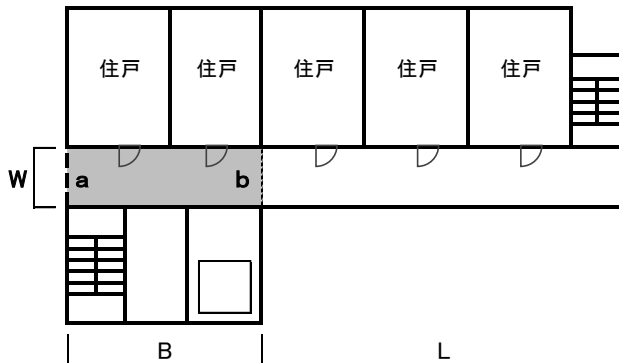


第 31-52 図



第 31-53 図

e 構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とは、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等の一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満の位置にあるもののほか、第31-54図から第31-56図によること。



第31-54図

上の図でaが閉鎖されている場合は網掛けの部分(廊下)が外気に面しない部分に該当する。

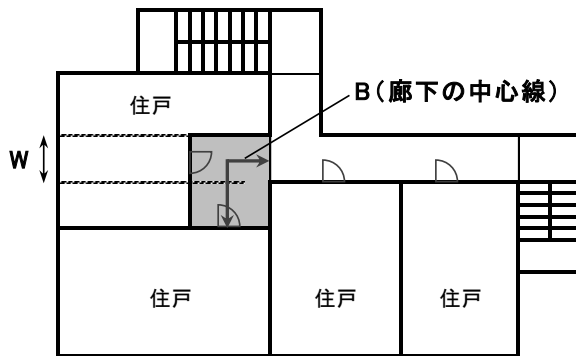
ここで、

Wは、外気に面しない部分の幅員(第31-55図において同じ。)

Bは、外気に面しない部分の長さ(第31-55図において同じ。)

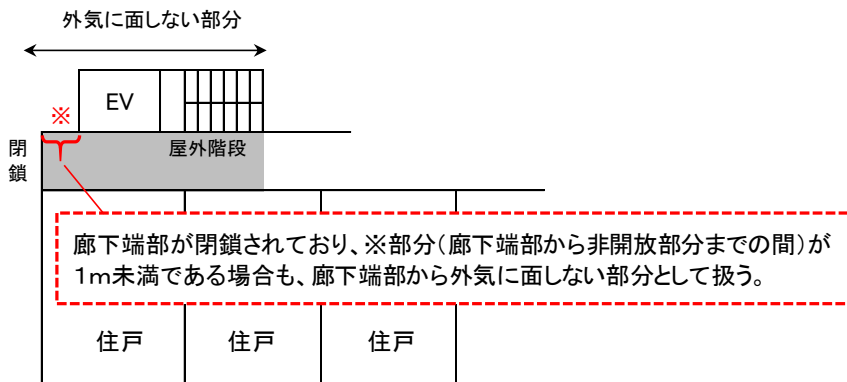
また、aに存する開口部が次の①から③に定める基準のいずれかに適合するときは、aが閉鎖されているものとする。

- ① aに存する開口部の幅 < W
- ② aに存する開口部の上端の高さ < Lに存する有効開口部の上端の高さ
- ③ aに存する開口部の下端の高さ > Lに存する有効開口部の下端の高さ



※網掛けの部分(廊下)が外気に面しない部分に該当する。

第31-55図



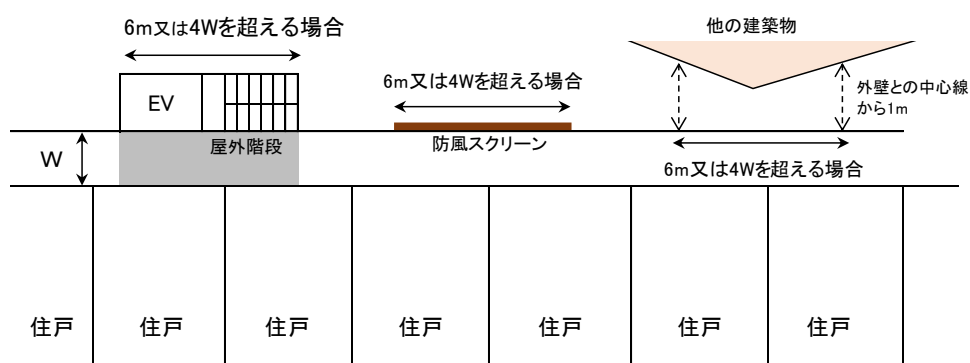
第31-56図

(エ) 周囲の 2 面が閉鎖された部分がある場合

2 面が開放された廊下部分（2 面が非開放）がある場合は次によること。（第 31-57 図）

なお、当該部分が廊下の端部を含む場合で、構造類型告示第 4 第 2 号（4）ロに適合しないときは、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。（構造類型告示第 4 第 2 号（4）ロの扱いは、（ウ）e を参照）

- a 当該非開放部分の長さが 6 m 以下であり、かつ、当該部分の幅員の 4 倍以下である場合は、構造類型告示第 4 第 2 号（4）イ（イ）又は（ロ）の判断基準により検証すること。
- b 当該非開放部分の長さが 6 m を超える場合又は当該部分の幅員の 4 倍を超える場合にあっては、構造類型告示第 4 第 2 号（4）イ（ロ）の判断基準により検証すること。

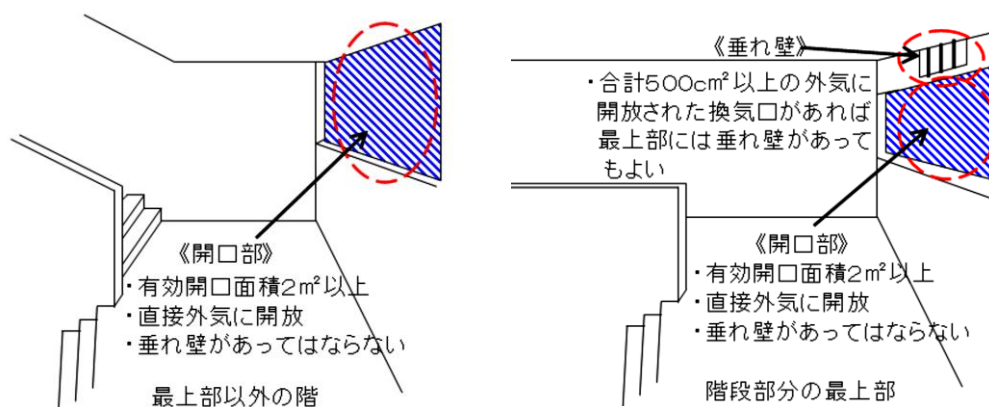


第 31-57 図

カ 開放型階段の判断基準（仕様規定）

構造類型告示第 4 第 2 号（5）イに規定する「平成 14 年消防庁告示第 7 号に適合する開口部」とは、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次の（ア）及び（イ）に該当するものをいう。（第 31-58 図）

- （ア）開口部の開口面積は、 2 m^2 以上であること。
- （イ）開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に 500 cm^2 以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りではない。



第 31-58 図

キ 煙の降下状況を確認する方法について（性能規定）

(ア) 構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)及び同号(5)ロの煙が床面からの高さ1.8mまで降下しないことを確認する方法は、次のaからfまでの手順によること。(第31-59図)

なお、有効開口部と扱える部分については、オ(ウ)を準用すること。

a 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を3(3)イ(ク)b③の式により求めること。

$$Q = 400A\sqrt{H} \dots\dots\dots \text{式(3)}$$

b 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。

$$m_p = 0.52A\sqrt{H} \dots\dots\dots \text{式(18)}$$

m_p は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量(単位 kg/秒。以下同じ。)

c 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。

$$P_c = \frac{353}{293 + \frac{Q}{m_p + 0.01A_c}} \dots\dots\dots \text{式(19)}$$

P_c は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度(単位 kg/m³。以下同じ。)

A_c は、構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)又は同号(5)ロの規定により、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さまで煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下又は階段室等の水平投影面積(単位 m²)

d 廊下又は階段室等における熱気流の発生量を次式により求めること。

$$V = \frac{31.2A\sqrt{H}}{P_c} \dots\dots\dots \text{式(20)}$$

V は、廊下又は階段室等における熱気流の発生量(単位 m³/分)

e 廊下又は階段室等における排煙量を次式により求めること。

(a) 廊下の場合

$$E = \max \left[19L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}, \frac{53.7L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left(\frac{H_U - 1.8}{1.8 - H_L}\right)^2}} \right] \dots\dots\dots \text{式(21)}$$

(b) 階段室等の場合

$$E = \max \left(19L(H_U - H_L)^{\frac{3}{2}}, 38L(H_U - H_L)\sqrt{H_U + H_L - 3.6} \right) \cdots \text{式(22)}$$

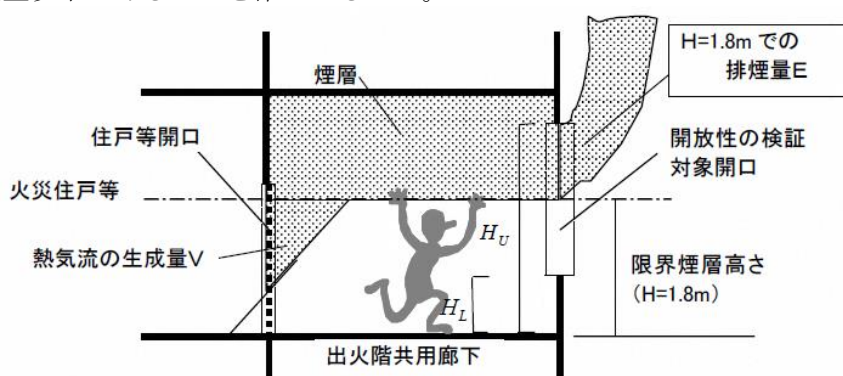
Eは、廊下又は階段室等における排煙量（単位 m³/分）

Lは、廊下又は階段室等の有効開口部の長さ（単位 m。ただし、L ≤ 30。（イ）参照。）

H_Uは、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の上端の高さ（単位 m）

H_Lは、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の下端（床面から 1.8m未滿の高さにあるものに限る。）の高さ（単位 m）

f dで求めた廊下又は階段室等における熱気流の発生量が eで求めた廊下又は階段室等における排煙量以下であることを確かめること。



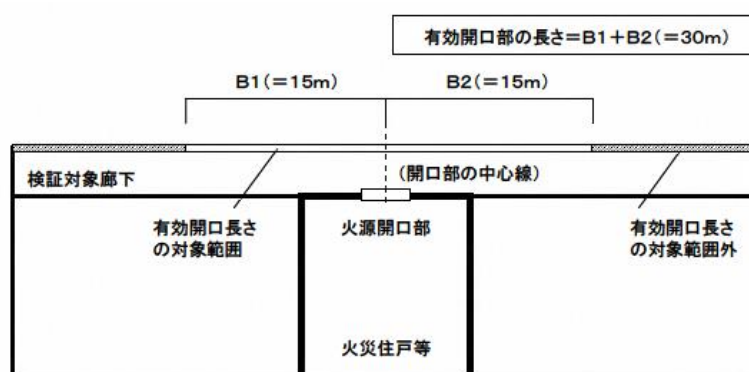
第 31-59 図

(イ) 廊下又は階段室等の有効開口部の長さについて

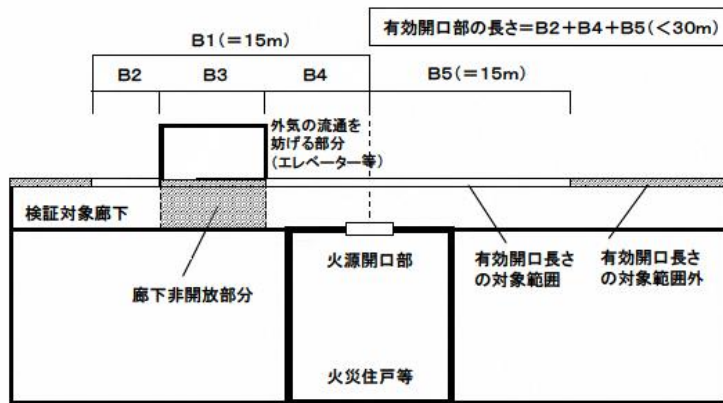
(ア) e中「廊下又は階段室等の有効開口部の長さ」とは、火源開口部（廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部。以下同じ。）が面する廊下又は階段室等の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の両側に最大で 30m 以内の部分のことをいい、第 31-60 図から第 31-62 図の例によること。

この場合、火源開口部の中心線を起点として両側に最大で 15m以内の部分基準とするが、住戸等が廊下の端部近傍に位置し、開口部の中心線から一方が 15m以内となる場合は、廊下端部からの長さが 30m以内の部分を対象とするものであること。

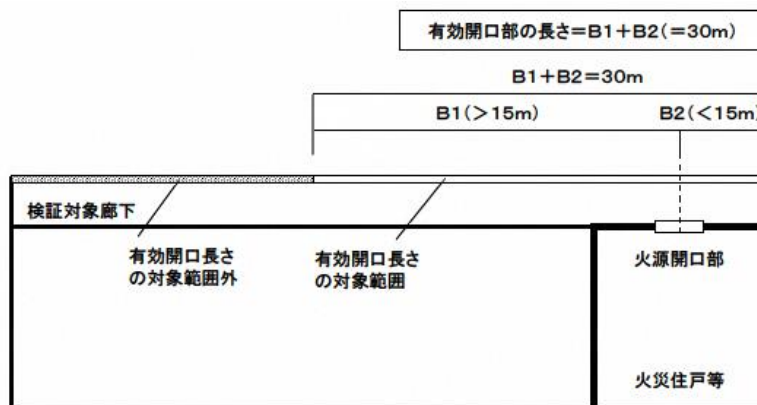
なお、廊下がT字で分岐される場合は、有効開口幅の算出範囲は分岐される廊下のうちいずれか一方とし、有効開口幅の大きい部分を選択するものとする。（第 31-63 図）



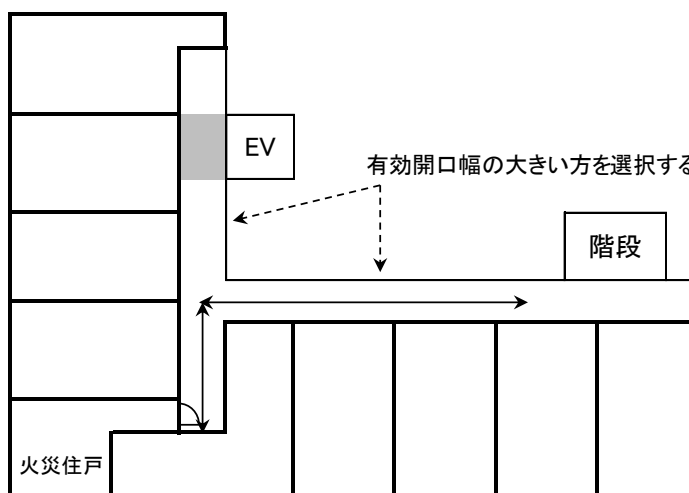
第 31-60 図



第 31-61 図



第 31-62 図

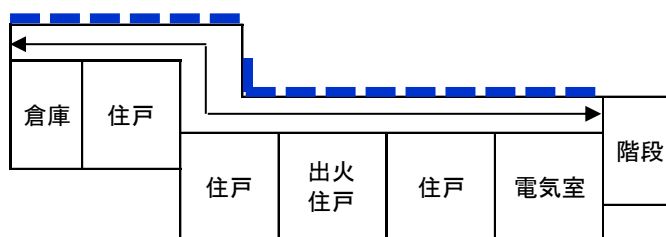
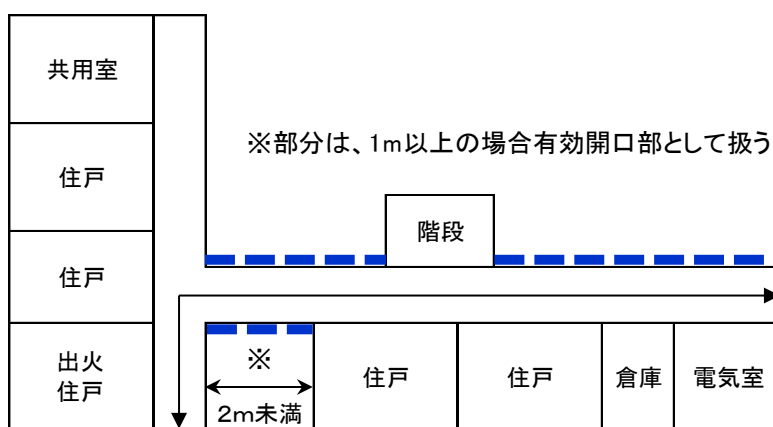
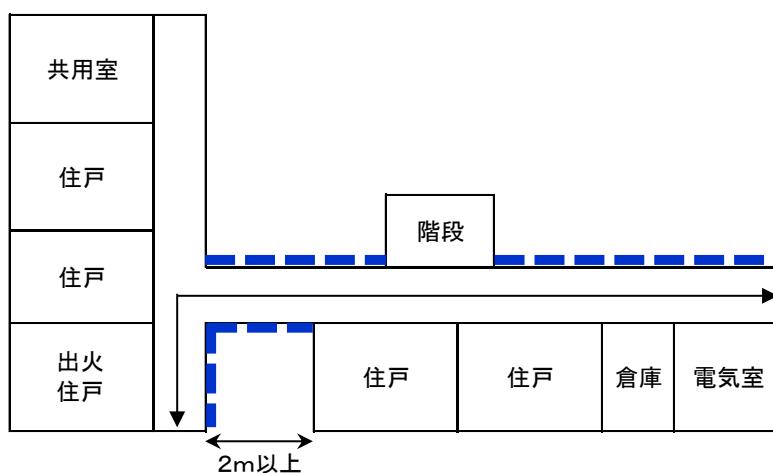


第 31-63 図

(ウ) 出火住戸等の想定について

煙の降下状況の確認については、廊下及び階段室等に面するすべての住戸等を火災住戸等として確認する必要があるが、外気に面しない部分の位置などから、ある住戸等での火災が検証上最も不利になることが明らかな場合は、その住戸等を火災住戸と想定して検証を行い、その他の住戸等での検証は省略できるものとする。

(エ) 煙の降下状況を検証する場合における有効開口部として扱える部分の例は、次の図を参考とすること。



←→ : 検証対象廊下範囲
 - - - : 有効開口部

第 31-64 図

5 住宅用消火器及び消火器具

(1) 住宅用消火器

ア 40号省令第3条第3項第1号イの規定により、住戸、共用室及び管理人室ごとに住宅用消火器を設置することとされているが、規則第6条の規定に従い住戸、共用室及び管理人室の各部分からの歩行距離が20m以下となるように共用部分に消火器を設置した場合、住宅用消火器を設置しないことができる。

(2) 消火器具

ア 40号省令第3条第3項第1号ロに規定する「住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分」とは、廊下及び階段室等のうち、住宅用消火器を設置した住戸、共用室又は管理人室の出入口からの歩行距離が20m以内の部分を用いること。

イ 40号省令第3条第3項第1号ロただし書きに規定する「廊下、階段室等」には、エレベーターの昇降路、共用部分に設ける4㎡未満の独立した一住戸専用のトランクルーム、共用部分に設ける人の立入ることができない構造のパイプスペース等も含まれるものであること。

6 共同住宅用スプリンクラー設備

共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、40号省令第3条第3項第2号及び17号告示の規定並びに「第3 スプリンクラー設備」の基準の例によるほか、次によること。

(1) 内装制限

40号省令第3条第4項第1号イに規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とする室の範囲は、住戸、管理人室及び共用室のうち、居室及び収納室（4㎡以上のもの）とする。

なお、連続している収納室（物入れ）については、造り付けの物入れごとの水平断面積で判断するものとするが、不燃材料で区画されている場合を除き、面積を合算し4㎡以上となるものは準不燃材料による仕上げを施すこと。●

(2) スプリンクラーヘッド

ア スプリンクラーヘッドは各住戸、共用室及び管理人室内の以下の部分に設置するものとする。

(ア) 居室

(イ) 面積が4㎡以上の収納室（物入れ）

なお、連続している収納室（物入れ）については、造り付けの物入れごとの水平断面積で判断するものとするが、不燃材料で区画されている場合を除き、面積を合算し4㎡以上となるものにはスプリンクラーヘッドを設置すること。●

イ 厨房は居室の一部として扱い、スプリンクラーヘッドを設置すること。

ウ 乾燥機からの出火を考慮し、脱衣室等にもスプリンクラーヘッドを設置すること。●

エ メゾネット型住戸の上階のみにスプリンクラー設備の設置義務が生ずる場合でも、下階を含めて当該住戸全体にスプリンクラー設備を設置すること。

なお、流水検知装置等については、一の流水検知装置等により当該上階及び下階を受持つことができるものであること。

オ 同一の居室内に2以上のスプリンクラーヘッドを設ける場合には、ヘッド相互の設置間隔が3m以下とならないように設置すること。

ただし、相互のヘッド間に遮水のための垂れ壁、被水防止板等を設けるなど隣接するヘッドが濡れないための措置を講じた場合は、この限りでない。

(3) 自動警報装置

ア 17号告示第2第3号において「共同住宅用自動火災報知設備により音声警報が発せられる場合は、音声警報装置を設けないことができる。」とされているが、「共同住宅用自動火災報知設備の音声警報装置」は共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置の基準を満たすことが必要であること。

イ 共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機に表示する場合、作動した流水検知装置が設置されている住戸、共用室及び管理人室が識別できるよう表示すること。

ウ 17号告示第2第3号(4)ロ(ロ)に規定する「管理人室に常時人がいない場合」について、管理人室に常時人はいないが火災時に管理人室の出入口が自動的に開錠される等の措置が講じられている場合又はスプリンクラーヘッドが開放した旨の表示を外部から確認するのに支障がない場所に設ける場合は、管理人室内に表示装置を設けることができるものであること。

エ 17号告示第2第3号(6)ニの音声警報を発する区域については、次の表によること。

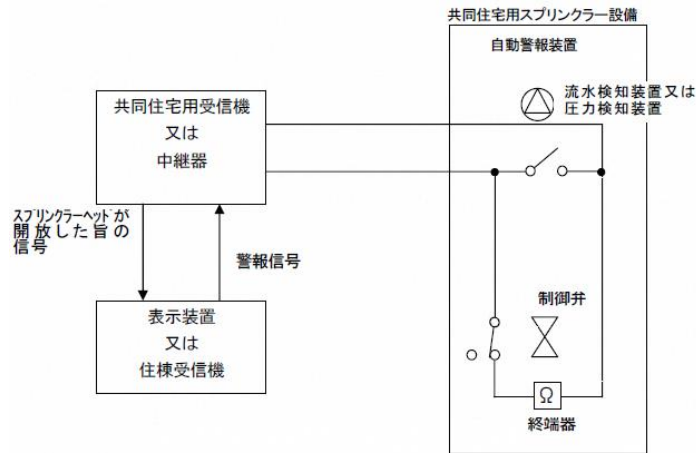
第31-3表

階段室型特定共同住宅等	廊下型特定共同住宅等
① スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室	① スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室
② スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階にわたらない部分を一の区域として当該区域及びその直上の区域	② スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室が次の階に存する場合に、次に掲げる階の住戸、共用室、管理人室及び共用部分 2階以上：出火階及び直上階 1階：出火階、直上階及び地階 地階：出火階、直上階及びその他の地階
③ ②の区域に主たる出入口が面する住戸、共用室及び管理人室	
④ ②の区域に面するエレベーターの昇降路	

オ 17号告示第2第3号(6)ニ(イ)の規定により、階段室型特定共同住宅等の警報区域として、エレベーターの昇降路を含むこととされているが、エレベーター籠内又は各階のエレベーターの昇降路部分から水平距離8m以内に音声警報装置が設置されている場合にあつては、当該部分に音声警報装置を設置しないことができるものであること。

カ 共同住宅用自動火災報知設備の共同住宅用受信機に17号告示第2第3号(6)への機能を設けた場合、共同住宅用受信機の音声警報装置を用いることができるものであること。

キ 住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設ける場合に、スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を遅滞なく表示装置又は住棟受信機に送ることができれば、共同住宅用受信機又は中継器を介して接続できるものであること。(第31-65図)



第 31-65 図

(4) 電源

17 号告示第 2 第 8 号に規定する非常電源について、共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸等の数が 5 未満の場合は、当該住戸等分の容量の非常電源とすることができるものであること。

(5) その他

ア 屋内消火栓設備を設置しなければならない特定共同住宅等であって、11 階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10 階以下の階を補助散水栓により包含した場合、令第 32 条の規定を適用し、屋内消火栓設備を設置しないことができるものであること。

なお、表示装置又は住棟受信機に加圧送水装置の始動表示及び使用部分の表示をすること。また、この場合、当該設備の水源水量は 4 m³以上、加圧送水装置のポンプの吐出量は 2400/min 以上で足りるものであること

イ 地階を除く階数が 11 以上の二方向避難型特定共同住宅等において、10 階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を 40 号省令及び 17 号告示に定める技術上の基準により住戸、共用室及び管理人室に設置した場合にあっては、令第 32 条の規定を適用し、屋内消火栓設備をしないことができるものであること。

なお、地階を除く階数が 10 以下の二方向避難型特定共同住宅等の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合、又は、その他型特定共同住宅等の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合も同様に扱って差し支えないものであること。

ウ 火災予防条例第 34 条の 7 第 1 項第 3 号及び第 4 号に基づきスプリンクラー設備が必要となる階において、共同住宅用スプリンクラー設備を 40 号省令第 3 条第 3 項第 2 号に定める技術上の基準の例により設置した場合にあっては、条例第 34 条の 17 (基準の特例) により、スプリンクラー設備を設置しないことができる。

また、下表のとおり 40 号省令第 3 条第 4 項第 1 号イの例により措置を講じた場合は、スプリンクラー設備及び共同住宅用スプリンクラー設備ともに設置を要しないものとして扱って差し支えないものであること。(第 31-4 表)

第 31-4 表

類型	適用できる階	必要な措置
開放型	14 階以下の階（特定住戸利用施設を除く。）	① 当該適用を受ける全ての階の住戸、共用室及び管理人室の内装仕上げを準不燃材料とする。 ② 共用室と共用室以外の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第 13 条第 2 項第 1 号口の基準に適合するものに限る。）に特定防火設備を設ける。
二方向避難・開放型	全ての階（特定住戸利用施設を除く。）	

なお、条例のスプリンクラー設備を代替するために設置される共同住宅用スプリンクラー設備については、法第 17 条に規定される消防用設備等に該当するものではないが、下記規定の例により点検等を実施すること。

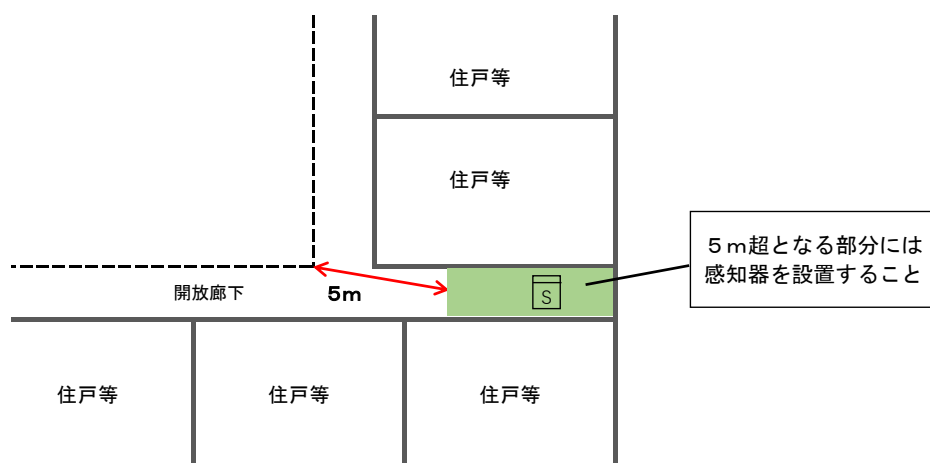
- (ア) 設置の届出及び検査（法第 17 条の 3 の 2）
- (イ) 点検及び報告義務（法第 17 条の 3 の 3）
- (ウ) 消防設備士の独占業務（法第 17 条の 5）
- (エ) 甲種消防設備士の工事整備対象設備等に係る工事着手の届出（法第 17 条の 14）

7 共同住宅用自動火災報知設備

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号及び 18 号告示の規定並びに「第 10 自動火災報知設備」の基準の例によるほか、次によること。

(1) 感知器

ア 40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ニ（ハ）の「直接外気に開放されていない共用部分」とは、常時外気に面する部分から 5 m 超となる部分を含むものであること。



第 31-66 図

イ 厨房は居室の一部として扱い、感知器を設置すること。

ウ 乾燥機からの出火を考慮し、脱衣室等にも感知器を設置すること。●

エ メーターボックス、パイプシャフト等には、感知器の設置を要しないものであること。

オ 住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段、廊下、通路及び傾斜路は、18号告示第3第2号（1）イ及びロに規定する「階段及び傾斜路」又は「廊下及び通路」に該当しないものであること。

カ 倉庫、機械室等の部分に設ける感知器は、原則、住棟受信機に接続すること。ただし、共同住宅用受信機を介して火災信号が住棟受信機に移報するよう措置が講じられている場合にあっては、共同住宅用受信機に接続することができるものであること。

キ 40号省令第3条第3項第3号ニ（イ）の「収納室」とは、面積が4㎡以上の収納室（物入）をいうものであること。

なお、連続している収納室（物入れ）については、造り付けの物入れごとの水平断面積で判断するものとするが、不燃材料で区画されている場合を除き、面積を合算し4㎡以上となるものには感知器を設置すること。●

（2） 中継器

18号告示第3第3号に規定する「住戸の外部であって容易に接続することができる場所」について、外部試験器の接続端子（中継器）の設置位置は、住戸等のメーターボックス内又は戸外表示器と併設して設置するものであること。

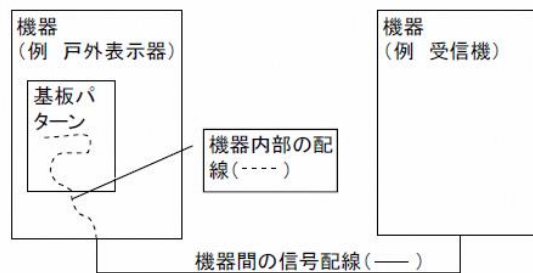
また、接続端子を収納する外箱は難燃性とすること。

（3） 配線

ア 18号告示第3第4号（2）に規定する「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」とは、準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分又はメーターボックス、パイプシャフト等の部分であること。

イ 18号告示第3第4号（3）に規定する信号回路の配線とは、機器の接続端子までの配線をいい、機器内の配線及び基板パターンは含まれないものであること。

なお、この導通試験とは別に、機器内の配線及び基板パターンについても、当該機器としての導通を確認することが必要となること。（第31-67図）



第31-67図

（4） 共同住宅用受信機、住棟受信機

ア 18号告示第3第5号において準用する規則第24条第2号イに規定する「警戒区域を表示できるものであること」は、警戒区域の表示機能を有しない共同住宅用受信機にあっては、火災表示により火災の発生した住戸等を特定するもので足りるものであること。

イ 共同住宅用自動火災報知設備の設置が必要な住戸等の床面積が150㎡を超える場合、補助音響

装置にて音声警報を補完する等、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置が講じられた場合は、18号告示第3第5号(2)の規定にかかわらず、共同住宅用受信機を設置することができるものであること。

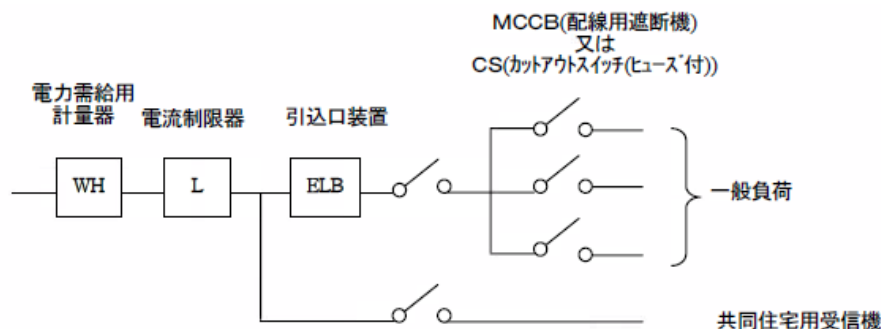
ウ 18号告示第3第6号(2)「管理人室に常時人がいない場合」について、管理人室に常時人がいないが火災時に管理人室の出入口が自動的に開錠される等の措置が講じられている場合又は感知器から火災信号を受信した旨の表示を外部から確認するのに支障がない場所に設ける場合は、管理人室内に表示装置を設けることができるものであること。

エ 18号告示第3第6号(3)に規定する「当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合」とは、同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を防災センター等において一括で監視しており、火災発生時に迅速な対応を構ずる体制が構築されている場合等で、各建築物と防災センター等の相互間に同時通話装置を設けたものをいうものであること。

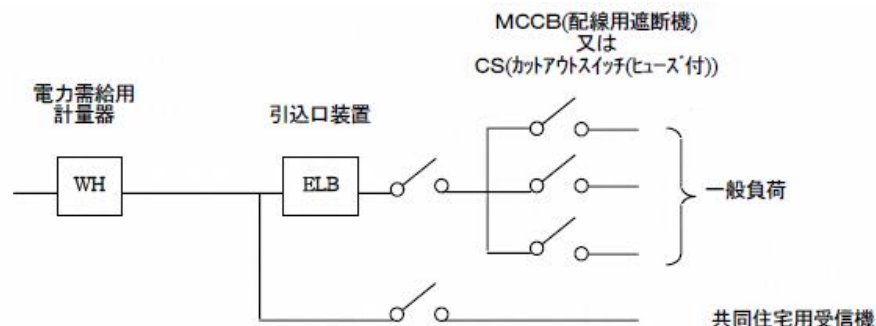
(5) 電源

ア 18号告示第3第7号において準用する規則第24条第3号の規定の例によることとされている「交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとる」は、内線規程(J E A C - 8001 - 2011、(一財)日本電気協会)の引込口装置付近の配線として、「電流制限器と引込口装置の間に、消防用設備等の専用の分岐開閉器を施設する場合がある」とされていることから、第31-68図の例によることもできるものであること。

- ・電流制限器がある場合



- ・電流制限器が無い場合



注：引込口装置は、漏電遮断器及び開閉器で構成され、分岐開閉器を兼ねることができる」とされている。

第 31-68 図

なお、未入居、長期の留守等により、電気の供給契約、電気料金の負担等の観点から当該住戸に電気を供給できず住戸等が未警戒となる場合にあっては、次の措置が講じられていることが必

要であること。

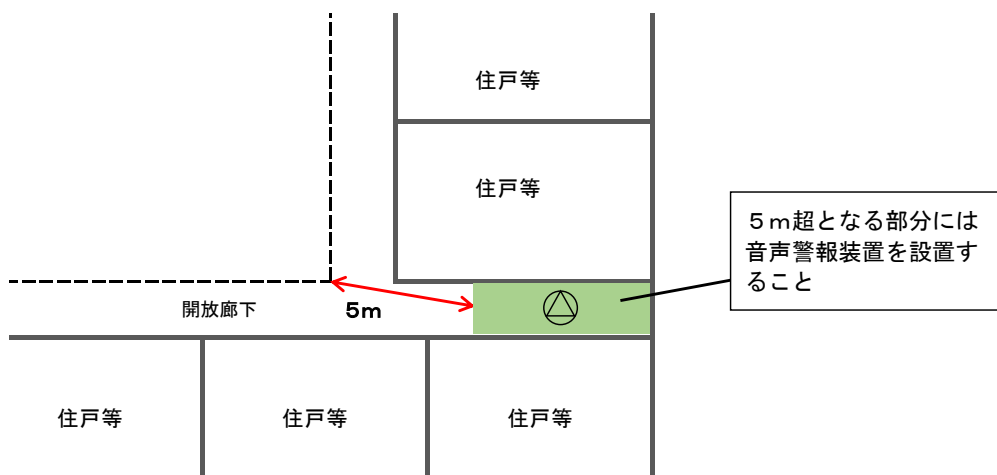
- ① 住戸内に出火源となるような器具、物品等が放置されていないこと。
- ② 未入居等であることが、特定共同住宅等の管理者等が周知していること。
- ③ 特定共同住宅等の管理者等が定期的に巡回監視を行うこと。

イ 18号告示第3第8号(2)に規定する「機能に支障を生じないように措置を講じている」とは、住棟受信機の予備電源又は別置型の蓄電池設備等により、18号告示第3第8号(1)に定める容量の非常電源が確保されている場合等をいうものであること。

ウ ガス漏れ検知器を接続している共同住宅用受信機について、ガス漏れ検知器の電源は、共同住宅用受信機の電源の配線系統から専用の開閉器を介して取ることとして差し支えないものであること。

(6) 音声警報装置

ア 18号告示第3第9号(2)ロに規定する「直接外気に開放された共用部分」とは、常時外気に面する部分から5m以内の箇所をいうものであること。



第31-69図

イ 18号告示第3第9号(3)ホに規定する「火災が発生した場所」について、特定共同住宅等の形態から、火災が発生した場所を容易に特定できる場合(形態が片廊下型、階段室型のように比較的単純であり、共用部において各住戸の戸外表示器の点滅を確認できること等により出火室が容易に特定できる場合等)は「この近所」とすることができるものであること。

また、出火住戸については、火災警報のメッセージから発生場所を省略することができるものであること。

ウ 共同住宅用受信機又は住棟受信機の主音響装置が、18号告示第3第9号(3)に適合する場合、当該住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置に該当するものとして差し支えないものであること。

エ 18号告示第3第9号(4)の音声警報を発する区域については、次の表によること。

第31-5表

	出火箇所	階段室型特定共同住宅等	廊下型特定共同住宅等
感知器作動警報	作動した感知器が設けられた住戸等及び当該住戸等の面する共用部分 ※1 感知器作動段階における戸外表示器による警報は省略可能。 ※2 住戸、共用室及び管理人室以外の住戸等及び共用部分（住棟受信機が設けられた管理人室を含む。）にあっては、当該部分に設置した感知器が作動した後、60秒以内に火災警報を発することができる場合に限り、感知器作動警報は省略可能。		
火災警報	出火箇所	階段室型特定共同住宅等	廊下型特定共同住宅等
	住戸、共用室又は管理人室	① 出火住戸、共用室又は管理人室 ② ①の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階にわたらない部分を一の区域として当該区域及びその直上の区域 ③ ②の区域に主たる出入口が面する住戸等 ④ ②の区域に面するエレベーターの昇降路	① 出火住戸、共用室又は管理人室 ② ①が次の階に存する場合に、次に掲げる階の住戸等及び共用部分 2階以上：出火階及び直上階 1階：出火階、直上階及び地階 地階：出火階、直上階及びその他の地階
	倉庫等（倉庫（室の面積が4㎡以上のもの）、機械室その他これらに類する室）又は共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。）	① 出火倉庫等又は共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。） ② ①の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階にわたらない部分を一の区域として当該区域及びその直上の区域 ③ ②の区域に主たる出入口が面する住戸等 ④ ②の区域に面するエレベーターの昇降路	① 出火倉庫等又は共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。） ② ①が次の階に存する場合に、次に掲げる階の住戸等及び共用部分 2階以上：出火階及び直上階 1階：出火階、直上階及び地階 地階：出火階、直上階及びその他の地階
	階段室	① 出火階段室等（開放型階段を除く。） ② ①に主たる出入口が面する住戸等及び共用部分（エレベーターの昇降路を除く。）	① 出火階段室等（開放型階段を除く。） ② 共用部分（エレベーターの昇降路を除く。）
	エレベーターの昇降路	出火エレベーターが停止する最上階の警報区域 警報区域：一の階段室等に主たる出入口が面する住戸等、共用部分、当該階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階にわたらない区域	出火エレベーターが停止する最上階に存する住戸等及び共用部分

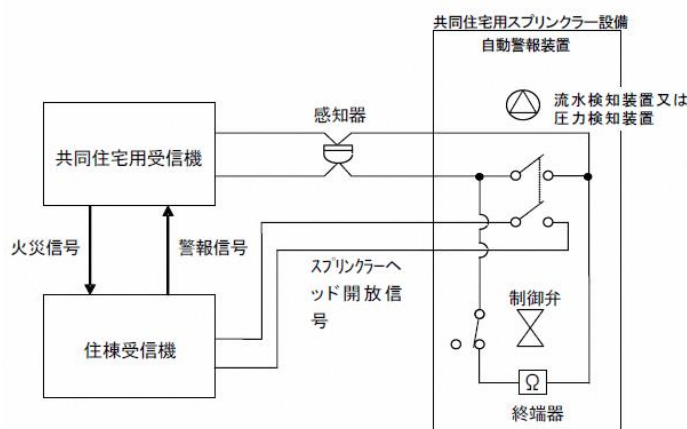
エ 18号告示第3第9号(4)ロ(イ)a及び(ロ)aの規定により、階段室型特定共同住宅等の警報区域として、エレベーターの昇降路を含むこととされているが、エレベーター籠内又は各階のエレベーターの昇降路部分から水平距離8m以内に音声警報装置が設置されている場合にあっては、当該部分に音声警報装置を設置しないことができるものであること。

(7) 戸外表示器

18号告示第3第10号の戸外表示器に関し、20号告示第2第13号の「作動表示灯」と第15号の「通電表示灯」について、通電表示灯として赤色以外の色で点灯するとともに、作動表示灯として赤色の灯火が点滅する場合は兼用することができるものであること。

(8) その他

ア 共同住宅用スプリンクラー設備と共同住宅用自動火災報知設備の感知器が併設される住戸、共用室又は管理人室において、下図のように共同住宅用受信機に接続することができるものとする。



第31-70図

イ 住戸、共用室又は管理人室以外の部分（直接外気に開放された共用部分を除く。）の音声警報装置に代えて、共同住宅用自動火災報知設備と連動した政令第24条に基づく非常警報設備の放送設備を使用することができるものであること。

ウ 10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合、40号省令第3条第4項第2号の規定により、共同住宅用自動火災報知設備を設置しないことができるとされているが、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが設置されていない共用部分及び住戸等は、共同住宅用自動火災報知設備を設置する必要があること。

8 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、40号省令第3条第3項第4号及び19号告示の規定並びに「第14 非常警報設備（非常ベル及び自動式サイレン）」の例によるほか、次によること。

(1) 住戸用自動火災報知設備

ア 感知器

- (ア) 厨房は居室の一部として扱い、感知器を設置すること。
- (イ) 乾燥機からの出火を考慮し、脱衣室等にも感知器を設置すること。●

- (ウ) メーターボックス、パイプシャフト等には、感知器の設置を要しないものであること。
- (エ) 住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段、廊下、通路及び傾斜路は、19号告示第3第2号(1)イ及びロに規定する「階段及び傾斜路」又は「廊下及び通路」に該当しないものであること。
- (オ) 19号告示第3第2号(3)に、住戸用自動火災報知設備の感知器は、住戸用受信機に接続することとされているが、直接外気に開放されていない共用部分及び倉庫等に設ける感知器について、防災センター等又は管理人室等(火災表示を容易に確認できる共用部分を含む。)に令第21条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置し、当該感知器を接続することができること。

イ 中継器

19号告示第3第3号に規定する「住戸の外部であって容易に接続することができる場所」については、7(2)を準用すること。

ウ 配線

19号告示第3第4号(2)に規定する信号回路の配線については、7(3)イを準用すること。

エ 住戸用受信機

住戸用自動火災報知設備の設置が必要な住戸等の床面積が150㎡を超える場合、補助音響装置にて音声警報を補完する等、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置が講じられた場合は、19号告示第3第5号(2)の規定にかかわらず、住戸用受信機を設置することができるものであること。

オ 電源

ガス漏れ検知器を接続している住戸用受信機について、ガス漏れ検知器の電源は、住戸用受信機の電源の配線系統から専用の開閉器を介して取ることとして差し支えないものであること。

カ 音声警報装置

住戸用受信機の主音響装置が、19号告示第3第7号(3)に適合するものである場合、当該住戸に設ける音声警報装置に該当するものとして差し支えないものであること。

キ 戸外表示器

19号告示第3第9号の戸外表示器については、7(7)を準用すること。

(2) 共同住宅用非常警報設備

ア 音響装置及び起動装置

- (ア) 一の階に複数の階段がある場合、起動装置は当該階にある全ての階段に設置する必要があること。
- (イ) 階段室型特定共同住宅等が傾斜地に存すること等により地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、19号告示第4第1号(4)及び第2号によらず、当該階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに音響装置及び起動装置を設けること。
- (ウ) 音響装置の鳴動方式について、円滑な避難誘導等を図る観点から、廊下型共同住宅等の場合は出火階及びその直上階を鳴動させる区分鳴動とし、階段室型共同住宅等の場合は当該階段室ごとの区分鳴動とすることができるものであること。

ただし、19号告示第4第1号(2)の規定に基づき一斉鳴動もできる措置が必要であること。

イ その他

- (ア) 特定共同住宅等の住戸、共用室及び管理人室に住戸用自動火災報知設備を設置するとともに、共用部分に令第21条に規定する自動火災報知設備を設置し、発信機、地区音響装置、表示灯を設けた場合は、共同住宅用非常警報設備を設置しないことができる。
- (イ) 10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合、40号省令第3条第4項第2号の規定により、住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるとされているが、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが設置されていない共用部分及び住戸等は、住戸用自動火災報知設備を設置する必要があること。

9 共同住宅用連結送水管

- (1) 40号省令第5条第2項第1号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」には、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含むものであること。
- (2) 11階以上の特定共同住宅等について、共同住宅用連結送水管の放水口を3階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設置する場合、40号省令第5条第2項第1号ハの規定により令第29条第2項第4号ハの例によることとされる「放水用器具を格納した箱」は11階以上の階（床面の高さが地盤面から31mを超える階も含む●）に設置すること。この場合、11階又は床面の高さが地盤面から31mを超える階以上に設ける放水口は当該階を起点とし、「放水用器具を格納した箱」と同一の階に設けることとする。
 - (例) 16階建ての階段室型特定共同住宅等の場合
 - 放水口：3、6、9、11、14階に設置
 - 放水用器具格納箱：11、14階に設置
- (3) メゾネット型住戸が存する階段室型特定共同住宅等に共同住宅用連結送水管の放水口を設置する場合、階数3以内ごとに、かつ、当該特定共同住宅等の各部分から歩行距離50m以下となるように当該住戸の主たる出入口が面する階段室等に設けること。

10 共同住宅用非常コンセント設備

- 40号省令第5条第2項第2号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」には、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含むものであること。

別図 1

	初期拡大抑制性能を主として有するもの	避難安全支援性能を主として有するもの																				
二方向避難型特定共同住宅等	<table border="1"> <tr> <td>住宅用消火器及び消火器具 ※1</td> <td>屋内消火栓設備 ※2</td> <td>共同住宅用スプリンクラー設備 ※3</td> <td>共同住宅用スプリンクラー設備</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> </tr> <tr> <td>消火器具</td> <td>屋内消火栓設備</td> <td>スプリンクラー設備</td> <td>スプリンクラー設備</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> </tr> </table>	住宅用消火器及び消火器具 ※1	屋内消火栓設備 ※2	共同住宅用スプリンクラー設備 ※3	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	<table border="1"> <tr> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)</td> <td>誘導灯及び誘導標識 ※5</td> </tr> <tr> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>避難器具</td> <td>誘導灯及び誘導標識</td> </tr> </table>	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)	誘導灯及び誘導標識 ※5	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具	誘導灯及び誘導標識
住宅用消火器及び消火器具 ※1	屋内消火栓設備 ※2	共同住宅用スプリンクラー設備 ※3	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4																	
消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4																	
共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)	誘導灯及び誘導標識 ※5																			
共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具	誘導灯及び誘導標識																			
開放型特定共同住宅等	<table border="1"> <tr> <td>住宅用消火器及び消火器具 ※1</td> <td>屋内消火栓設備</td> <td>共同住宅用スプリンクラー設備</td> <td>共同住宅用スプリンクラー設備</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> </tr> <tr> <td>消火器具</td> <td>屋内消火栓設備</td> <td>スプリンクラー設備</td> <td>スプリンクラー設備</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> </tr> </table>	住宅用消火器及び消火器具 ※1	屋内消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	<table border="1"> <tr> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)</td> <td>誘導灯及び誘導標識 ※5</td> </tr> <tr> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>避難器具</td> <td>誘導灯及び誘導標識</td> </tr> </table>	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)	誘導灯及び誘導標識 ※5	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具	誘導灯及び誘導標識
住宅用消火器及び消火器具 ※1	屋内消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4																	
消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4																	
共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)	誘導灯及び誘導標識 ※5																			
共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具	誘導灯及び誘導標識																			

- ※1 住戸利用施設については消火器具に限る。
- ※2 共同住宅用スプリンクラー設備を設置した 40 号省令第 3 条第 3 項第 2 号イに掲げる階及び部分を除く。
- ※3 地階又は無窓階で(5)項口部分の床面積が 2,000 m²以上ある階にも火災予防条例でスプリンクラー設備が必要。
- ※4 住戸、共用室及び管理人室(住戸利用施設を除く。)に共同住宅用スプリンクラー設備を 40 号省令の技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき(当該設備の有効範囲内の部分に限る。)は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。
- ※5 建物用途が(5)項口の場合は地階・無窓階・11 階以上の階に、(16)項イの場合は全体に設置が必要となる。
- ★ 特定住戸利用施設及び 40 号省令第 3 条第 3 項第 2 号イ(ロ)、(ハ)に掲げる階又は部分に設置。(特定住戸利用施設部分が合計 1,000 m²未満の場合は、当該部分に特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。)
- ☆ 住戸、共用室及び管理人室が内装制限(準不燃材料)され、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分(開放型廊下・開放型階段に面する部分を除く。)を区画する壁に設ける開口部(規則第 13 条第 2 項第 1 号口の基準に適合するものに限る。)に特定防火設備である防火戸(規則第 13 条第 2 項第 1 号ハの基準に適合するものに限る。)を設けた場合には、共同住宅用スプリンクラー設備及び条例によるスプリンクラー設備を設置しないことができる。(特定住戸利用施設は除く。)

別図2

	初期拡大抑制性能を主として有するもの	避難安全支援性能を主として有するもの																						
二方向避難・開放型特定共同住宅等	<table border="1"> <tr> <td>住宅用消火器及び消火器具 ※1</td> <td></td> <td>共同住宅用スプリンクラー設備 ☆</td> <td></td> <td></td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> </tr> <tr> <td>消火器具</td> <td>屋内消火栓設備 ※3</td> <td>★ ☆ 共同住宅用スプリンクラー設備 ※3</td> <td>屋外消火栓設備</td> <td>動力消防ポンプ設備</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> </tr> </table>	住宅用消火器及び消火器具 ※1		共同住宅用スプリンクラー設備 ☆			共同住宅用自動火災報知設備 ※4	消火器具	屋内消火栓設備 ※3	★ ☆ 共同住宅用スプリンクラー設備 ※3	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	<table border="1"> <tr> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td></td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td></td> <td>誘導灯及び誘導標識 (住戸利用施設部分に限る。)</td> </tr> <tr> <td>共同住宅用非常警報設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)</td> <td>誘導灯及び誘導標識</td> </tr> </table>	共同住宅用自動火災報知設備 ※4		共同住宅用自動火災報知設備 ※4		誘導灯及び誘導標識 (住戸利用施設部分に限る。)	共同住宅用非常警報設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)	誘導灯及び誘導標識
	住宅用消火器及び消火器具 ※1		共同住宅用スプリンクラー設備 ☆			共同住宅用自動火災報知設備 ※4																		
消火器具	屋内消火栓設備 ※3	★ ☆ 共同住宅用スプリンクラー設備 ※3	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4																			
共同住宅用自動火災報知設備 ※4		共同住宅用自動火災報知設備 ※4		誘導灯及び誘導標識 (住戸利用施設部分に限る。)																				
共同住宅用非常警報設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)	誘導灯及び誘導標識																				
その他の特定共同住宅等	<table border="1"> <tr> <td>住宅用消火器及び消火器具 ※1</td> <td></td> <td>共同住宅用スプリンクラー設備 ☆</td> <td></td> <td></td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> </tr> <tr> <td>消火器具</td> <td>屋内消火栓設備 ※2</td> <td>★ 共同住宅用スプリンクラー設備 ※3</td> <td>屋外消火栓設備</td> <td>動力消防ポンプ設備</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> </tr> </table>	住宅用消火器及び消火器具 ※1		共同住宅用スプリンクラー設備 ☆			共同住宅用自動火災報知設備 ※4	消火器具	屋内消火栓設備 ※2	★ 共同住宅用スプリンクラー設備 ※3	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	<table border="1"> <tr> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>誘導灯及び誘導標識 ※5</td> </tr> <tr> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>共同住宅用自動火災報知設備 ※4</td> <td>避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)</td> <td>誘導灯及び誘導標識</td> </tr> </table>	共同住宅用自動火災報知設備 ※4				誘導灯及び誘導標識 ※5	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)	誘導灯及び誘導標識
	住宅用消火器及び消火器具 ※1		共同住宅用スプリンクラー設備 ☆			共同住宅用自動火災報知設備 ※4																		
消火器具	屋内消火栓設備 ※2	★ 共同住宅用スプリンクラー設備 ※3	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備 ※4																			
共同住宅用自動火災報知設備 ※4				誘導灯及び誘導標識 ※5																				
共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	共同住宅用自動火災報知設備 ※4	避難器具 (住戸利用施設部分に限る。)	誘導灯及び誘導標識																				

- ※1 住戸利用施設については消火器具に限る。
- ※2 共同住宅用スプリンクラー設備を設置した40号省令第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。
- ※3 地階又は無窓階で(5)項口部分の床面積が2,000㎡以上ある階にも火災予防条例でスプリンクラー設備が必要。
- ※4 住戸、共用室及び管理人室(住戸利用施設を除く。)に共同住宅用スプリンクラー設備を40号省令の技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき(当該設備の有効範囲内の部分に限る。)は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。
- ※5 建物用途が(5)項口の場合は地階・無窓階・11階以上の階に、(16)項イの場合は全体に設置が必要となる。
- ★ 特定住戸利用施設及び40号省令第3条第3項第2号イ(ロ)、(ハ)に掲げる階又は部分に設置。(特定住戸利用施設部分が合計1,000㎡未満の場合は、当該部分に特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。)
- ☆ 住戸、共用室及び管理人室が内装制限(準不燃材料)され、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分(開放型廊下・開放型階段に面する部分を除く。)を区画する壁に設ける開口部(規則第13条第2項第1号口の基準に適合するものに限る。)に特定防火設備である防火戸(規則第13条第2項第1号ハの基準に適合するものに限る。)を設けた場合には、共同住宅用スプリンクラー設備及び条例によるスプリンクラー設備を設置しないことができる。(特定住戸利用施設は除く。)

